令和８年第２回穴水町議会３月定例会会議録

招 集 年 月 日　　令和８年３月４日（水）

招 集 場 所　　穴水町議会議場

出 席 議 員 （９名）　議長 佐 藤　　豊　　副議長 小 谷 政 一

１番 苗 代 勇 仁　　７番 大 中 正 司

２番 宮 本 浩 司　　８番 伊 藤 繁 男

５番 湯 口 かをる　　９番 小 坂 孝 純

６番 山 本 祐 孝

欠 席 議 員 （１名） １０番 浜 崎 音 男

地方自治法第１２１条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町長	吉村光輝	副町長	宮崎高裕
教育長	大間順子		
総務課長	北川人嗣	復興推進課長	黒田篤史
環境安全課長	小林建史	税務課長	出水幸織
住民福祉課長	笹谷映子	子育て健康課長	谷口天洋
観光交流課長	中島一成	地域整備課長	金谷康宏
上下水道課長	勝本健一	会計課長	泊出あつ子
教育委員会事務局局長	松尾美樹	総合病院事務局長	橋本真

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長　藤谷　寿美　　次長　諸橋　徳子　　主任　鵜野　正美

令和８年第２回穴水町議会３月定例会日程表

	月　　日	曜日	時　　間	議　　事
第１日	３月４日	水	午前１０時	（開　会） 第１、会議録署名議員の指名 第２、会期の決定 第３、町長提出議案等の提案理由の説明 第４、人事案件の採決 第５、議案審議・採決 （議案第40号、議案第41号、議案第42号） 第６、奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙 第７、諸般の報告 （散 会、　議員協議会）
第２日	３月５日	木		休　　会
第３日	３月６日	金		休　　会
第４日	３月７日	土		休　　日
第５日	３月８日	日		休　　日
第６日	３月９日	月		休　　会
第７日	３月１０日	火	午後１時３０分	（本会議再開） 第１、一般質問 第２、町長提出議案等の提案理由の説明(追加分) 第３、議案等に対する質疑 第４、議案等の予算決算特別委員会付託 第５、議案等の常任委員会付託 第６，諸般の報告 （散 会）
第８日	３月１１日	水	午前１０時	総務産業建設常任委員会
			午後１時３０分	教育民生常任委員会
第９日	３月１２日	木	午前９時	予算決算特別委員会
第１０日	３月１３日	金	午後１時３０分	予算決算特別委員会
第１１日	３月１４日	土		休　　日
第１２日	３月１５日	日		休　　日
第１３日	３月１６日	月	午後１時３０分	予算決算特別委員会
第１４日	３月１７日	火		休　会（各常任委員会等予備日）
第１５日	３月１８日	水		休　会（各常任委員会等予備日）
第１６日	３月１９日	木	午前１０時	（本会議再開） 第１、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告 第２、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑 第３、討　論 第４、採　決 第５、常任委員会付託議案等の委員長報告 第６、常任委員会委員長報告に対する質疑 第７、討　論 第８、採　決 第９、閉会中継続審査及び調査 （閉　会）

町長から本会議に提出された議案は、次の３３件であった

議案第１１号　穴水町副町長の選任について
議案第１２号　穴水町、輪島市穴水町環境衛生施設組合公平会委員の選任について
議案第１３号　令和８年度穴水町一般会計予算
議案第１４号　令和８年度穴水町国民健康保険特別会計予算
議案第１５号　令和８年度穴水町介護保険特別会計予算
議案第１６号　令和８年度穴水町後期高齢者医療特別会計予算
議案第１７号　令和８年度穴水町病院事業会計予算
議案第１８号　令和８年度穴水町水道事業会計予算
議案第１９号　令和８年度穴水町下水道事業会計予算
議案第２０号　令和７年度穴水町一般会計補正予算（第８号）
議案第２１号　令和７年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議案第２２号　令和７年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第２３号　令和７年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案第２４号　令和７年度穴水町病院事業会計補正予算（第３号）
議案第２５号　令和７年度穴水町水道事業会計補正予算（第４号）
議案第２６号　令和７年度穴水町下水道事業会計補正予算（第４号）
議案第２７号　穴水町児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第２８号　穴水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第２９号　穴水町手話言語条例の制定について
議案第３０号　職員等の旅費に関する条例等を改正する条例について
議案第３１号　穴水町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第３２号　穴水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第３３号　穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第３４号　穴水町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議案第３５号　輪島市穴水町環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
議案第３６号　６災５４２１号町道中居線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
議案第３７号　６災５４２６号町道乙ケ崎鹿島線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
議案第３８号　令和７年度穴水小学校校舎解体工事請負変更契約の締結について
議案第３９号　令和７年度向洋小学校災害復旧工事（建築・繰越）請負変更契約の締結について
議案第４０号　穴水駅前観光物産施設の指定管理者の指定について

議案第４１号　のとふれあい文化センター等の指定管理者の指定について
議案第４２号　穴水町営ゴルフセンター等の指定管理者の指定について
議案第４３号　穴水町過疎地域持続的発展計画の策定について

本会議に提出された議会報告は、次の１件であった
議会報告第１号　例月出納検査の結果報告について

◎議事日程
日程第１、会議録署名議員の指名
日程第２、会期の決定
日程第３、町長提出議案等の提案理由の説明
日程第４、人事案件の採決
日程第５、議案審議・採決（議案第４０号、議案第４１号、議案第４２号）
日程第６、奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙
日程第７、諸般の報告

議　　事　　の　　経　　過

（午前１０時００分開会）

◎開会

○議長（佐藤豊）
ただ今から、令和８年第２回穴水町議会３月定例会を開会いたします。
１０番 浜崎音男議員から、欠席届が提出されていることをご報告いたします。
ただ今の出席議員数は、９名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤豊）
日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、穴水町議会会議規則第１２６条の規定により、３番 小谷政一議員及

び５番 湯口かをる議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤豊）

次に日程第２、「会期の決定の件」を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より３月１９日までの１６日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。よって、会期は、本日より３月１９日までの１６日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配付してありますのでご確認願います。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（佐藤豊）

次に、町長提出議案３３件を一括議題にいたします。

日程第３、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

本日ここに、令和８年第２回穴水町議会３月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和６年の元日に発生した令和６年能登半島地震から早いもので、２年と２か月が経過いたしました。過去に例のない未曽有の大震災であり、この一年で新たに９名の方が災害関連死に認定され、本町での犠牲者は５６名になりました。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げます。

また、この震災での本町の被災家屋は、罹災証明書を発行した住家・非住家７，０６６件の内、５８．６％にあたる４，１４０件が半壊以上の判定を受けております。

国の支援による公費解体は、住家７５７棟、非住家１，９８５棟の２，７４２棟におよび、全体家屋の約４割が解体され、昨年末までに事業の完了をみたところであります。

このような中ではありますが、町内で約１３０世帯の方が、自宅を再建されており、少し

ずつではありますが、着実に復興が進んでいると感じております。

しかしながら、再建が難しく、町が整備する復興公営住宅には、現在２３０世帯の方が入居を希望しており、着工した上野地区の５０戸については、本年１０月に入居できる予定となっております。

その他の８地区についても、早期の建設に向け作業を進めており、９年度末までには、その全ての方々が、落ち着いて過ごせる住居環境を整備したいと考えております。

さて、本定例会は、私の二期目の最初の当初予算の提案になります。今後の４年間の町政運営については、先の臨時議会でも申しましたが、当然、震災からの復旧と復興が最優先となります。

しかしながら、この二期目を迎えるにあたり、一期目で揚げた１３の公約はもとより、次の３つを重点方針にしたいと考えております。

第一は「町民と協同で考える穴水町に」、すなわち、引き続き町民と行政が共に話し合い、考える場である「未来づくり会議」や「町政懇談会」などを通して、町民の皆様方とさらなる情報の共有を図り、まちづくりを考えてまいります。

震災復興を推し進める中で、多くの課題が見えてきました。被災した穴水小学校の建て替え、穴水駅を中心とした中心市街地の再整備、キャッスル真名井などの観光誘客施設の再建、更には、この震災で人口が減少した集落の活性化など、これらの課題を直視し、その課題ごとに、町民の皆様のご意見やご提言をしっかりお聞きして、課題解決に繋げたいと考えます。

第二に、この震災を通して築き上げた様々な人脈を活用して、交流人口や関係人口を活かしたまちづくりを行います。この震災では、多くの町外の方々に助けられてきました。今も、ボランティアや町外の穴水町出身者の皆さん、全国の自治体とその自治体からの支援職員の皆さんなど、多くの支援をいただいております。そして、義援金やふるさと納税を通して支援していただいている方々を含め、多くの交流人口と関係人口が構築されたと感じております。少し時間はかかるとは思いますが、その皆さんの知恵と力をお借りし、町の復旧・復興の課題解決に繋げたいと思います。

町民の皆さんだけではなく、多くの「穴水ファン」の皆さんと一緒になって、復興を成し遂げてまいります。

そして、第三に地域の稼ぐ力を高めます。昔は、林業の町として栄え、市街地には多くの飲食店が並んでいました。時代の移り変わりとともに、産業構造も変化し、少子高齢化と過疎化が進む中、町の経済規模も縮小してきました。

このような中での震災であり、人口減少とともに大変難しい課題ではありますが、穴水ならではの強みを活かした一次産業はもとより新産業の創出等、前例にとらわれることのない産業の育成に取り組んでまいります。

次の４年間、これらの課題解決に向け、一歩ずつではありますが、私が先頭に立って皆さんとともに前進したいと思います。

それでは、本議会に提案する議案等について、ご説明いたします。

まず、人事案件２件であります。

議案第１１号「穴水町副町長の選任について」は、令和８年３月３１日をもって任期満了となる副町長に、宮﨑髙裕氏を選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであり、何卒ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第１２号「穴水町、輪島市穴水町環境衛生施設組合公平委員会委員の選任について」は、令和８年３月３１日をもって任期満了となる公平委員会委員に、引き続き吉岡俊宏氏を選任いたしたく、ご提案いたしましたので、何卒ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第１３号の「令和８年度穴水町一般会計予算」であります。

当初予算額は、２６２億４，７３０万円であり、その内、６９．３％にあたる１８１億８，０００万円余りが、この地震の被災者対応や復旧・復興に係る地震関連予算となっております。

まず、この地震の「災害復旧事業」の状況についてでありますが、国の補助災害復旧事業の査定額については、現時点では、水道、下水道、病院事業も含め、全体で約３７０億円であり、全体の発注額は、約９７億円、発注率は２６．３％となっております。

具体的には、道路、河川、港湾などの公共土木災害復旧事業で１９．２％、農地・農業用施設で８４．１％、漁港施設で８．９％、林道で２２．０％、学校などのその他災害復旧事業では、査定されていない穴水小学校の新築工事などを除き、８２．２％であります。

その他、水道事業は４５．９％、下水道事業は２９．５％であり、病院事業については、外構を含め、昨年末に１００％完了いたしました。

新年度予算でありますが、道路、橋梁、河川や港湾などの公共土木施設災害復旧費で６５億円余りを計上し、農地・農業用施設、林道、漁港などの農林水産施設災害復旧費で３４億７，０００万円余りを計上いたしました。

また、文教施設災害復旧費では、歴史民俗資料館や町営フィットネスジムの復旧工事に加え、穴水小学校建設予定地にある埋蔵文化財センターなどの解体工事費５，０００万円余りを含む、総額４億円余りを計上しており、その他公共施設災害復旧費においては、解体した各地区の集会所の再建費用として１億５，０００万円と各地区集会所の内装工事などの復旧費に１億円、さらに被災が大きく解体する数か所の建物の解体費に５，０００万円など、総額３億円余りを計上したところであります。

このことにより、新年度の災害復旧費の総額は１０６億９，０００万円余りとなったところであり、着実に復旧工事を進めてまいります。

このような中で、課題となっているのが、工事入札の不調であり、人員不足や資材高騰などの影響で、入札不調となっている件数については、令和７年度で１４件ありました。

現在は、再入札等で受注されておりますが、この大規模での災害復旧事業では、今後、さらに入札不調が発生すると考えられ、さらに石川県や国直轄の道路復旧や港湾復旧などの復

旧事業についても同様なことが生じると懸念しており、今後とも、石川県や関係機関と連携して、滞りなく、できるだけ早期の復旧に向け、工事の発注を行ってまいりたいと考えております。

次に、被災者の生活再建支援についてであります。

震災当初より、国、県の支援と、町独自の様々な制度の創設で、被災者の生活再建を支援してきたところであります。住宅の再建はもとより、墓石の復旧や空き地の管理など、できうる限りの支援を行ってきたところであり、被災者生活再建支援給付金については、住家の罹災証明書を交付した３，３００件余りの内、町単独の準半壊、一部損壊を含め、約９割にあたる２，９００世帯の方が補助申請しており、これまでに国費を含め１７億円余りを支給したところであります。新年度予算については、未申請の約４００件分の総額１億５，０００万円余りを計上いたしました。

その他、新築・購入・修繕を対象とした穴水町住まい再建支援事業で３億５，０００万円余りを、町単独の準半壊や一部損壊などの住宅復旧支援事業で１億４，０００万円余りを計上しており、被災者の生活再建に伴う支援制度の総額は、約１２億５，０００万円余りとなったところであります。

そして、自己再建が難しい方への復興公営住宅の建設費については、先に債務負担行為として、計上した上野団地について２２億円を、白山第二、第三団地については、２２億４，５００万円を計上しており、さらに甲、志ケ浦団地の造成工事費と志ケ浦団地の建設費として２億８，２００万円を計上したところであります。

今後、被災者の中で、業者不足や経済的理由で再建方法を決めかねておられる方も多くいるとお聞きをしており、町としても、県や関係機関とともに、申請窓口や相談会などの開催を通して、支援制度の周知を図るとともに、誰一人取り残さない、そして最後まで被災者の皆さん、町民の皆さんに寄り添った支援を行ってまいります。

次に、穴水町復興計画の４つのシンボルプロジェクトに基づき、実施する事業についてご説明します。

１つ目の「災害に強いまちづくりプロジェクト」についてですが、現在、穴水町地域防災計画の改定を進めており、この震災で浮き彫りになった課題を、その改定案に反映しております。

特に備蓄品の整備と指定避難所などの機能強化については、震災の経験を活かした備蓄対象人数と必要備蓄品について、地域やその避難所等の実情を踏まえ、令和９年度までの３か年で計画的に整備いたしたいと考えており、避難所である地区集会所のエアコンやシャワー室などの設置を補助する費用を含め、総額３，４００万円を計上したところであります。

また、災害時に飲料水等に活用できる個人宅などの井戸について、その情報と場所をマップにする費用として１３０万円余りを計上したほか、地域の災害ハザードマップに加え、防災に関する知識や情報を記載した防災ハンドブックを新たに作成し、全世帯に配布する費用として４４０万円を計上しており、地域の防災機能と防災意識の向上を図ってまいります。

さらに、昨年１２月に、復旧・復興支援をおこなっていただいた１３の非営利団体と町社会福祉協議会と、今後の災害に備えた取り組みを実践する目的で包括連携協定を締結いたしましたが、これらの団体とともに、新たに災害対応力強化等事業として、防災体制の構築や地域コミュニティ支援などに取り組んでまいりたいと考えており、その費用として３００万円を計上いたしました。

その他、防災士や自主防災組織との連携強化や防災訓練の費用を計上した他、被災した消防甲分団の拠点施設を移転し、建設する費用として４，０００万円を計上しており、今後とも、次に起こりうる大規模災害を想定した対策・体制づくりを構築し、「自助・共助・公助」のさらなる強化を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

次に２つ目の「地域コミュニティとなりわいの再生プロジェクト」については、これまでに、なりわい再生事業の上乗せや農業・漁業機械の再取得の補助金に加え、スマート牡蠣養殖実証事業や仮設商店街の設置と運営など、様々な支援を行ってまいりました。

また、被災した地域におけるコミュニティの場である集会所や神社・寺院の再建支援である「地域コミュニティ施設等再建支援事業」については、地域の皆さんのご努力で、少しずつではありますが再建が進んでおり、新年度においても１億７，５００万円を計上したところであり、引き続き地域の集いの場としての役割を継続してまいります。

さらに、今後、公民館単位で「復興未来づくり会議」を開催する予定としており、地域の課題や将来像を地域の皆さんで話し合い、考え、そして解決につなげていきたいと考えております。

次に、３つ目の「魅力ある子育てと教育の環境づくりプロジェクト」については、次世代を担う児童を確保し、子育て支援を推進するとともに、子どもたちの健全育成を図る目的で支給している出産祝い金について、これまで第１子１０万円、第２子２０万円、第３子３０万円、第４子以上で５０万円を支給しておりましたが、今回、第１子を２０万円、第２子を３０万円、第３子を５０万円とし、第４子以上については１００万円を支給することに拡充いたしたいと考えており、その費用、総額９１０万円を計上したところであります。

また、不妊治療に要する助成については、これまで保険適用分の治療費について、定額助成しておりましたが、今回、その自己負担分全額を補助するものに拡充する費用として、総額３６０万円余りを計上しており、子育て環境と少子化対策の充実を図りたいと思います。

さらに、国の事業ではありますが、こども誰でも通園制度として、就労要件を問わず１日、４時間以内で、月１０時間を上限とする新たな通園制度を開始する予算を計上したところであります。

その他、これまで行っている当町出身の大学生などを対象とするあなみず学生生活応援事業について、一人あたり２万円を増額し、３万円とするもので、その費用として４００万円余りを計上しており、物価高騰により負担が増加した学生の皆さんやその保護者の方々の負担軽減を図るとともに、ふるさと穴水へのＵターン就職を促したいと思っております。

そして、穴水小学校の災害復旧に伴う新築事業についてであります。

現在、基本設計の業者選定を行っておりますが、その基本計画の中で、目指す学校像として、「ゆとりある教室で学年を超えた多様な文化的活動ができる教室」、「図書館を学校の中心に子供たちの居場所として配置する」、そして、「全ての世代が利用できるフィットネスジムや温水プール、スポーツ観戦が楽しめる体育館」など、地域コミュニティの場であり、社会教育の場、防災減災の場として、学校施設が住民の活動の場所になるようにしてまいりたいと考えており、必ずや「みんなが自慢できる、みんなでつくる学校」にしてまいります。

新年度については、基本設計に引き続き、校舎、図書館、スポーツ施設、給食調理場などの実施設計を行いますが、既存の実施設計予算について、国の有利な財源確保のため、一旦減額措置を行い、新たに必要な実施設計費などの費用として、３億９，３００万円余りを計上したものであります。

現時点で、総事業費が７８億円を超える大規模な事業となりますが、将来の子どもたちのため、そして町民の集える場所として、夢のある施設にいたしたいと考えておりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様には、何卒ご理解を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

さらに、今回３つの小中学校について、照明のＬＥＤ化や必要な教育機器の購入に要する費用として９，３００万円余りを計上しており、さらなる教育環境の充実を図ってまいります。

その他、社会教育施設として活用されているＢ＆Ｇ海洋センター体育館と武道館について、災害時の避難所機能の強化を含め、空調設備を整備するほか、地震で被災した隣接する町民テニスコートについて改修するための測量設計などの費用として、総額２，４００万円を計上したところであり、町民の体育施設の復旧と復興に努めてまいりたいと考えております。

最後に、４つ目の「奥能登の玄関口再生プロジェクト」についてであります。

現在、中心市街地の復興の中心となる基本構想や機能再編計画として、既存の都市構造再編集中支援事業の拡張と合わせ、復興に向けた都市機能再編計画の策定と、中心市街地の都市機能の再編計画の策定に加え、穴水駅周辺整備計画基本構想を策定しております。

のと鉄道や北鉄奥能登バスの運行の維持存続に加え、穴水駅を起点に広がる公共交通体系の再整備に合わせた新たな交通手段の確保や駅から続く町商店街の再生と活性化のほか、防災道路としての穴水インターからのアクセス道路の建設や新たな住まいの確保に加え、物流拠点としての面整備も検討しており、被災の大きい由比ケ丘地区の再整備を含め、将来の中心市街地の道しるべになるものです。

新年度については、その中で、中心商店街に街中における交流と滞在空間の創出に向け、常設の屋外ステージを備えた、仮称ではありますがローエル広場を整備したいと考えており、その整備費用として１億２，７００万円を計上いたしました。

現在、仮設商店街「あなみずスマイルマルシェ」や現在建設中の第ニの仮設商店街に加え、４月には北國銀行が再建され開業されるとお聞きしており、このローエル広場がそれらの施設と相まって、人々が憩い、集うことができる空間になると考えております。

その他、移住定住促進事業として、これまでも地域おこし協力隊を募集し、一次産業や新たな定住人口に結び付けてきましたが、更に、今後、商工会や町内の事業者のニーズを把握して、町での起業や定職に繋げるため、新たに国の地域活性化起業人制度を活用して、協力隊員の活動をサポートする体制を強化することで、定住人口の増加に繋げたいと考えており、その費用として５９０万円を計上したところであります。

以上が、令和８年度当初予算の主要施策の概要となりますが、この財源といたしましては、町税９億８，７００万円余り、地方交付税３８億５，０００万円余り、国庫及び県支出金１４９億９，７００万円余りと能登半島復興基金１億９，６００万円やふるさと応援基金２億円に加え、地方債３４億４，６００万円などを充てており、不足する財源は、施設整備基金２億７，５００万円と財政調整基金８億９，３００万円余りで補填いたしたところであります。

なお、税収につきましては、この震災の影響と、大規模太陽光発電施設の償却資産の減により、固定資産税の減収があるものの、復旧復興事業の土木建築業の法人住民税の増額を考慮し、令和７年度予算より２．４％増としたところであります。

このことにより、令和８年度末の一般会計における町債残高は、約２８４億円余りになると見込んでおり、前年度と比べ２４億６，０００万円余り増加いたします。

また、地震前の令和５年度末と比較すると、１８３億８，０００万円余り増加しており、復旧事業の進捗とともに、さらに増額する予定ではありますが、そのほとんどが、災害復旧事業債であり、補助災害復旧事業債については、元利償還金の９５％が普通交付税として措置されることから、町財政に与える影響は、最小限になるものと推測しております。

一方で、この復旧費を補う財源となる基金残高については、令和７年度末残高で、財政調整基金、施設整備基金、災害対策基金、ふるさと応援基金と令和６年能登半島地震復興基金の合計額が前年度より６億５，０００万円余り減の８３億８，０００万円余りとなり、さらに、令和８年度末現在額は、２０億４，０００万円余り減の６３億４，０００万円余りとなると試算しておりますが、現時点で、国からの特別交付税が、令和５年度からの３か年で総額６０億７，０００万円余りであり、今後３月交付額を含めると、復旧事業の国庫補助金の建替資金などにより一旦減額になるものの、最終的には、それほどの落ち込みにならないと推計しております。

次に、議案第１４号から第１６号までの特別会計予算であります。

まず、国民健康保険特別会計については、主に令和７年度に国保標準準拠化に伴うシステム改修費を計上したことによる事務費の減などにより、全体で１．８％の減となります。

また、介護保険特別会計でありますが、保険給付費が減少したものの、介護予防・生活支援サービス給付費などの増加で、全体で０．２％増の前年度並みになります。

次に、後期高齢者医療特別会計でありますが、石川県後期高齢者医療広域連合への納付金として、被保険者数の増加により徴収保険料が増加するものの、その保険料相当分負担金が増加するため、全体で３．９％の増となります。

次に、議案第１７号から第１９号までの企業会計であります。

まず、病院事業会計では、地震で落ち込んでいた医業収益は、徐々に回復してきましたが、看護師不足を背景に病床数を確保できない状況が続いており、収益的収支で２億１，０００万円余りのマイナス予算としました。

現在、石川県が中心となって、奥能登の中核となる新病院の建設に向け、関係機関も含め協議を進めておりますが、まずは、町民の皆様方に、将来に向け安心できる地域医療を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業会計では、地震により、下水道災害における移転補償事業を促進する上で固定資産除却費が増加することから、収益的収支で４，７００万円余りのマイナス予算としました。

また、資本的支出においては、橋梁添架管復旧工事や仮設工事費に加え、下水道復旧工事に係る水道補償工事費などの建設改良費について災害復旧事業費として５億９，０００万円余りを計上いたしました。

今後の大規模災害に備え、災害に強い施設の復旧と更新を計画的に行い、安定的な水道水の供給と水質保全に努めて参ります。

最後に、公営企業会計に移行して２年目となる下水道事業会計については、下水道使用料が減少しており、一般会計からの繰入金を大幅に増額したものの、災害復旧工事に係る消費税が著しく増加したことで、収益的収支において３，８００万円余りのマイナス予算とし、また、資本的支出においては、地震の災害復旧事業費として、建設改良費に１５億１，０００万円余りを計上したところであります。

今後、採算ベースに至るには大変難しいと考えておりますが、集落排水事業とともに計画的に施設の復旧と維持管理を行い、公衆衛生の向上に努めてまいります。

以上のことから、一般会計に特別会計及び企業会計を合わせた予算の総額は、３５２億３００万円余りと、前年度の当初予算額と比較して、８４億５，０００万円余り、率に２．５％増となったところであります。

なお、冒頭でお話しした、二期目の町政運営で掲げた３つの重点方針については、今後の穴水町の重点施策として、さらに、一期目の任期末で、十分に協議できず、ご提案に至らなかった施策についても、職員と十分に協議し、さらに議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご意見をお聞きしながら、しかるべき時期に、補正予算として議会にご提案したいと考えております。

続いて、議案第２０号の「令和７年度穴水町一般会計補正予算（第８号)」であります。

総額１億６９５万５，０００円を増額補正し、補正後額で２７９億２，７４９万９，０００円としたものであります。

主な増額要因は、地震対応事業分で、令和６年度の石川県の能登半島地震復興基金交付金と国の災害救助費の決定にともなう返還金５，２００万円余りと、就労継続支援事業所の災害復旧費の補助金１１３万円であり、通常事業費については、下水道事業会計を補填する繰

出金５，７００万円余りと、復旧事業費の前金払い資金についての貸付金６億５，０００万円余りやこの大雪の除雪費４，５００万円余りと町営由比ケ丘住宅のアスベスト除去費１，６００万円に加え、確定した事業費などから決算見込みを考慮し、年度内で対応が必要と認められる事業について、予算計上を行ったところであります。

その財源につきましては、町税６，４００万円余りと災害対策基金４，８００万円余りに加え、町債１，５００万円余りで対応したところであり、確定した事業費や決算見込みを考慮し、歳出予算を減額したものについて、国庫及び県支出金と財政調整基金、令和６年能登半島地震復興基金の繰入金の減額で対応したところであります。

次に、議案第２１号「令和７年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」から議案第２６号「令和７年度穴水町下水道事業会計補正予算（第４号）」につきましては、こちらもそれぞれの会計において確定した事業費などから決算見込みを考慮し、年度内で対応が必要と認められる事業について、予算計上を行ったところであります。

下水道会計については、一般会計補正予算で説明した６億５，０００万円の一般会計からの貸付金の補正が主なものであります。

改めて、現時点での令和６年能登半島地震に係る一般会計予算総額は、令和５年度から令和８年度の予算の合計が、８３６億３，０００万円余りとなったところであり、水道、下水道、及び病院会計を加えると総額で９００億円を超えるものになります。通常の町の一般会計の年間予算の十数倍の規模となっており、今後さらに増大するものと考えております。

次に、予算議案以外の条例の改正などについてご説明いたします。

議案第２７号の「穴水町児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、児童福祉法における乳児等通園支援事業の実施にあたり、国から示された認可基準を踏まえ、認可基準を定める条例を制定するものであります。

議案第２８号の「穴水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、こども誰でも通園制度の本格実施に伴い、子ども子育て支援法の規定に基づく国の基準を踏まえ、運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

議案第２９号の「穴水町手話言語条例の制定について」は、手話に関する施策の推進に関する法律の施行により、その習得・使用、文化保存等が国や自治体の責務として定められたため、当該条例を制定するものであります。

議案第３０号の「職員等の旅費に関する条例等を改正する条例について」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正され、国との権衡を図る観点から、規定や用語を見直し、当該条例等の全部または一部を改正するものであります。

議案第３１号の「穴水町手数料条例の一部を改正する条例について」は、土地台帳の紙台帳閲覧から端末による閲覧に移行するにあたり、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第３２号の「穴水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の施行に関する取扱い及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第３３号の「穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に基づき、町介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第３４号の「穴水町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」は、気象庁から発表される「異常乾燥注意報」が「乾燥注意報」に是正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第３５号の「輪島市穴水町環境衛生施設組合規約の一部変更について」は、当組合規約の共同処理する事務の一部を変更することに伴い、協議を行うものであります。

次に、契約案件についてであります。

議案第３６号「６災５４２１号町道中居線 道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」、議案第３７号「６災５４２６号町道乙ケ崎鹿島線 道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」、議案第３８号「令和７年度 穴水小学校校舎解体工事請負変更契約の締結について」、議案第３９号「令和７年度 向洋小学校災害復旧工事（建築・繰越）請負変更契約の締結について」は、先に、工事の請負契約にあたり、予定価格が５千万円以上となったものについて議会の議決を受けており、今回、工事内容や数量の増加に伴う増額補正であり、地方自治法第９６条第１項第５号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決をお諮りするものであります。

次に、議案第４０号の「穴水駅前観光物産施設の指定管理者の指定について」及び議案第４１号の「のとふれあい文化センター等の指定管理者の指定について」並びに、議案第４２号の「穴水町営ゴルフセンターの指定管理の指定について」は、昨年から震災の影響を考慮し、全ての施設を公募せず、現在の指定管理者について、一年間契約を延長しておりましたが、さらに一年間延長することについて、指定管理者候補者選定委員会の評価を戴き、引き続き、観光物産施設については、のと鉄道株式会社に、のとふれあい文化センター等については、一般財団法人穴水町文化・スポーツ振興事業団に、そして町営ゴルフセンターについては、三共グリーン株式会社に指定管理者として指定するもので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決をお諮りするものであります。

次に、議案第４３号「穴水町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、令和８年３月末をもって現計画期間が終了するに伴い、新たに策定するもので、現計画を基本に令和８年度から令和１２年度の５年間について町の持続的発展のために実施する、生活基盤の整備や産業の振興、地域振興等の諸施策についての方針を示すものであり、今回は、一昨年１２月に策定した穴水町復興計画と昨年４月に策定した「第３期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画を組み入れたものにしております。

また、本計画は毎年度、進捗状況を管理し、情勢の変化などで、取り組み事項の追加や修正を行い、より実効性のある計画に更新させていくものであります。

以上、議案等の説明をいたしましたが、詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私又は説明員から説明させていただきますので、何卒、慎重審議のうえ、適切なるご

決議を賜りますようお願いを申し上げます。
結びになりますが、まだまだ復旧・復興の途上にあります。
来月より震災から３度目の年度が始まりますが、その復旧復興の中心的な役割を担う町職員は、被災者でありながら、震災発生から、終わりの見えない多くの復旧と復興業務にあたっています。
全国の自治体からの多くの中長期支援職員の応援を戴いてはおりますが、まだまだ、復旧と復興には時間と労力が必要です。
決して立ち止まっているわけではありませんが、町民の皆様方には、このことをご理解いただきたいと思います。
私の二期目の町政運営が始まったばかりではありますが、今後とも皆様の声をしっかりと受け止め、「みんなで創ろう 未来のあなみず」をスローガンに、一日も早い「災害復旧」と「被災者の生活となりわいの再建」に加え、復興計画で掲げる４つのシンボルプロジェクトを中心に、未来ある町全体の「魅力ある創造的復興」に向け、スピード感をもってその実現に邁進するとともに、これからの４年間も「オール穴水」で町政の発展に向け全力で取り組んでまいりますので、引き続き、議員の皆様をはじめ町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、新年度予算及び提出議案等の提案理由の説明といたします。

◎人事案件の採決

○議長（佐藤豊）
次に、議案第１１号と議案第１２号を議題といたします。
日程第４、「人事案件の採決」を行います。
２つの議案は、人事に関することでありますので、質疑、討論を省き、ただちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
「異議なし」と認めます。
よって、議案第１１号と議案第１２号については、質疑、討論を省き、ただちに採決することに決定いたしました。
議案第１１号「穴水町副町長選任について」議会の同意を求める件を採決いたします。
お諮りいたします。
議案第１１号は原案どおり、宮崎高裕氏の選任に同意することに賛成の方は、起立願います。
（全員起立）
お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第１１号は原案どおり同意することに決定いたしました。
次に、議案第１２号「穴水町、輪島市穴水町環境衛生施設組合公平委員会委員の選任について」議会の同意を求める件を採決いたします。
お諮りいたします。
議案第１２号は原案どおり、吉岡俊宏氏の選任に同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

お座り下さい。全員起立であります。
よって、議案第１２号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎議案審議・採決

○議長（佐藤豊）
次に、日程第５、「議案第４０号から議案第４２号までの議案３件」を審議いたします。
お諮りいたします。
議案第４０号から議案第４２号までの議案３件については、常任委員会への付託を省き、本会議において審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。
よって、議案第４０号から議案第４２号までの議案３件については、常任委員会への付託を省き、本会議において審議することに決定いたしました。

これより議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
無いようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。
討論はありませんか。
無いようですので、討論を終わります。

これより、議案採決を行います。
議案第４０号「穴水駅前観光物産施設の指定管理者の指定について」、議案第４１号「のとふれあい文化センター等の指定管理者の指定について」、議案第４２号「穴水町営ゴルフセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第４０号から議案第４２号までの議案３件については、原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第４０号から議案第４２号までの議案３件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙

○議長（佐藤豊）

次に、日程第６、「奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、奥能登広域圏事務組合議会議員に大中正司議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました 大中正司議員を、奥能登広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、大中正司議員が奥能登広域圏事務組合議会議員に当選されました。

当選されました 大中正司議員が議場におられますので、本席から穴水町議会会議規則第３３条第２項の規定により、当選を告知いたします。

◎諸般の報告

○議長（佐藤豊）

次に、日程第７「諸般の報告」を行います。

穴水町監査委員から、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により例月出納検査の結果が議会に提出されておりますので、ご報告いたします。

◎散会

○議長（佐藤豊）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

引き続き、議員協議会を開催いたしますので、議員の皆さまは委員会室の方へお越し下さい。

（午前１０時５４分散会）

令和８年第２回穴水町議会３月定例会会議録

招 集 年 月 日　　令和８年３月１０日（火）

招 集 場 所　　穴水町議会議場

出 席 議 員 （９名）　議長 佐 藤　豊　副議長 小 谷 政 一

１番 苗 代 勇 仁　　７番 大 中 正 司

２番 宮 本 浩 司　　８番 伊 藤 繁 男

５番 湯 口 かをる　　９番 小 坂 孝 純

６番 山 本 祐 孝

欠 席 議 員 （１名）　１０番 浜 崎 音 男

地方自治法第１２１条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町長	吉村光輝	副町長	宮崎高裕
教育長	大間順子		
総務課長	北川人嗣	復興推進課長	黒田篤史
環境安全課長	小林建史	税務課長	出水幸織
住民福祉課長	笹谷映子	子育て健康課長	谷口天洋
観光交流課長	中島一成	地域整備課長	金谷康宏
上下水道課長	勝本健一	会計課長	泊出あつ子
教育委員会事務局長	松尾美樹	総合病院事務局長	橋本真

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長　藤谷　寿美　　次長　諸橋　徳子　　主任　鵜野　正美

令和８年第２回穴水町議会３月定例会日程表（変更１）

	月　　日	曜日	時　　間	議　　事
第１日	３月４日	水	午前１０時	（開　会） 第１、会議録署名議員の指名 第２、会期の決定 第３、町長提出議案等の提案理由の説明 第４、人事案件の採決 第５、議案審議・採決 （議案第40号、議案第41号、議案第42号） 第６、奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙 第７、諸般の報告 （散　会、　議員協議会）
第２日	３月５日	木		休　　会
第３日	３月６日	金		休　　会
第４日	３月７日	土		休　　日
第５日	３月８日	日		休　　日
第６日	３月９日	月		休　　会
第７日	３月１０日	火	午後１時３０分	（本会議再開） 第１、一般質問 第２、議案の訂正について 第３、町長提出議案等の提案理由の説明（追加分） 第４、議案等に対する質疑 第５、議案等の予算決算特別委員会付託 第６、議案等の常任委員会付託 第７、諸般の報告 （散　会）
第８日	３月１１日	水	午前１０時	総務産業建設常任委員会
			午後１時３０分	教育民生常任委員会
第９日	３月１２日	木	午前９時	予算決算特別委員会
第１０日	３月１３日	金	午後１時３０分	予算決算特別委員会
第１１日	３月１４日	土		休　　日
第１２日	３月１５日	日		休　　日
第１３日	３月１６日	月	午後１時３０分	予算決算特別委員会
第１４日	３月１７日	火		休　会（各常任委員会等予備日）
第１５日	３月１８日	水		休　会（各常任委員会等予備日）
第１６日	３月１９日	木	午前１０時	（本会議再開） 第１、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告 第２、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑 第３、討　論 第４、採　決 第５、常任委員会付託議案等の委員長報告 第６、常任委員会委員長報告に対する質疑 第７、討　論 第８、採　決 第９、閉会中継続審査及び調査 （閉　会）

◎議事日程

日程第１、一般質問
日程第２、議案の修正
日程第３、町長提出議案等の提案理由の説明（追加分）
日程第４、議案等に対する質疑
日程第５、議案等の予算決算特別委員会付託
日程第６、議案等の常任委員会付託
日程第７、諸般の報告

議　　事　　の　　経　　過

◎開議の宣告

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

（午後１時３０分再開）

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。
１０番 浜崎音男議員より欠席届が提出されている事をご報告いたします。
ただ今の出席議員数は、９名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

◎一般質問

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

○議長（佐藤豊）

日程第１、これより、町政に対する一般質問を行います。
質問は、申し合わせ事項を遵守して行ってください。
それでは、順番に発言を許します。

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

１番　苗代　勇仁　議員

○議長（佐藤豊）

１番　苗代勇仁議員。

（１番　苗代　勇仁　登壇）

○１番（苗代　勇仁）

１番、苗代勇仁です。

本日は一般質問の時間をいただきましてありがとうございます。

私にとって人生で初めての一般質問となります。まだまだ未熟ではありますが、町民の皆様の声をしっかり町政に届けていきたいという思いで質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告の一問一答で質問させていただきます。

まず、１つ目に公費解体について質問します。

昨年１０月をもって公費解体の方が終了したと聞いております。今年１月に、穴水町一円を車で走らせてもらいましたが、公費解体が終わったとはいえ、現在も多くの被害を受けた家屋があるように見受けました。修繕前であったり、相続問題、持ち主が不明等の理由があることは承知しておりますが、今後、復旧・復興に向けて景観の面からも解体を望む家屋があるのであれば、今一度、公費解体同様の制度をもって対応することは出来ないものでしょうか。

それに向けて現在、町として行っていることがあれば教えて下さい。

○議長（佐藤豊）

小林環境安全課長。

○環境安全課長（小林建史）

お答えいたします。

公費解体につきましては、令和６年４月から現在まで、所有者や地域の方々と協力しながら、また、町内全域の空き家調査を行いながら、「石川県災害廃棄物処理実行計画公費解体加速化プラン」に基づき実施し、令和７年１０月末で終了となっております。

しかしながら、町といたしましても、諸事情により公費解体のできなかった方々のため、１１月から２月までは、自費解体申請受付にて対応してまいりました。

諸事情により解体できず、現在も被害を受けた家屋があることは承知しており、今後、復旧・復興に向けて景観の観点からも解体を望む住民の方もいると思っております。

そのまま放置されると倒壊の危険、公衆衛生の悪化等、様々な問題が引き起こされることが想定されますので、自費解体の延長につきまして、国や県に働きかけ、令和８年度も実施できる見込みとなっております。

○議長（佐藤豊）

苗代議員。

○１番（苗代　勇仁）

１件でも一人でもの思いに応えれるような対応を、これからもよろしくお願いいたします。

次の質問にいきます。

穴水町の復興計画について質問します。

穴水町復興計画を拝見させて頂きました。その中に「奥能登の玄関口再生プロジェクト」があり、そこににぎわい創出に向けた商店街等の再生があります。

穴水駅周辺の再整備、仮称ローエル広場の建設、仮設商店街の建設と町中心部に多くの計画があるようにみえますが、私自身は小規模事業者（各店舗）の営業再開無くして商店街の再生はないと思っております。

しかしながら、現状は平成１９年の地震以降、現商店街は十分に機能しているようには見えません。そこに、追い打ちをかけるような今回の地震。小規模事業者の課題である後継者不足、国・県・町からはたくさんの補助金制度を作って頂いていますが、少なからず自己負担があり、中々手を出せないという事業者もあるようです。各事業者だけでは再建は難しく、何とか行政がテコ入れ出来ないでしょうか。

現状の空き地・空き家の所有者の把握。所有者の現時点での考え方を集約し、使用可能な土地に店舗を建設し、チャレンジショップ感覚で始め将来的には開業まで、既存店舗・商工会・町行政一体でサポートする仕組みを構築し、最低限商店街へ行けば生活必需品・日々の食事の材料が揃う、建設予定の広場・施設等で安心して子供と待ち合わせが出来る、防災に強く、利便性の高い商店街の再生を希望します。執行部の考えをお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、商店街の再生には、小規模事業者の営業再開が必要不可欠であると認識しております。

これまで国や県などでは、なりわい再建支援補助金を筆頭に、営業再開支援補助金や特別融資支援、さらには事業承継に関する無料相談や経営者のマッチングサービスなど、包括的な事業者支援を行っており、本町につきましても、事業者が再建を目指していただけるよう商工会と相談して、各種補助金の上乗せ支援の充実を図ってきたところであります。

また、商店街における現状の空き地・空き店舗の所有者の把握や意見集約については、オーナーの意向確認や権利関係のきめ細かい実態把握などが求められることから、地域の実情に詳しい商工会が中心となり、取り組むべきものだと考えております。

現在、建設中の第２期仮設商店街を含む２つの仮設商店街は、将来的には退去によって空

いた区画を、チャレンジショップ等の用途に利活用することも、今後、中小機構と協議していく予定です。
　加えて、町の中心商店街に建設予定の（仮称）ローエル広場では、非常時に役立つ設備を取り入れるなど、防災機能を有した広場を検討しております。
　引き続き、商工関係者と連携しながら、町内の小規模事業者へのサポートを図っていくと共に、新たなにぎわい創出に向けた商店街の再構築に努めて参りたいと思います。

○議長（佐藤豊）
　苗代議員。

○１番（苗代勇仁）
　将来、復興のシンボルとして観光、視察に沢山の人が訪れられる商店街を目指していきたいと、私自身も思っておりますので、よろしくお願いいたします。
　次の質問にいきます。
　穴水小学校新校舎の建設について質問いたします。
　現在、複合型での小学校の新校舎建設で話が進んでいます。まだまだ、全貌はわかりませんが、図書館・体育館・グラウンド・プール・アリーナ等の施設が図面の中にはあるようです。どれも近代的で使い勝手の良い、さまざまな場面で使用できる施設の建設を期待します。
　ただ、一つ一つに具体的な利用目的がなければ、利用頻度が減り、無用の長物となりかねません。
　私からの提案ですが、子どもが現在どんどん少なくなっていく中で、現在スポーツ等で才能がある子達は中学高校から町外の学校を選び、穴水から離れてしまっています。
　町立で義務教育の小中では難しいことかもしれませんが、門前高校に名将山下智茂監督が野球を教えたように、穴水高校と連携し知名度ある指導者・アスリートを招致し、その方に小学校から指導していただいて、小中高エスカレートで穴水の学校を選べるような仕組みは作れないでしょうか。
　それに伴い、必要な施設も今回の複合施設の中に組み入れることはできないでしょうか。執行部の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤豊）
　松尾教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松尾美樹）
　お答えいたします。
　穴水小学校施設の建設に当たっては、校舎だけでなく、図書館、スポーツ施設、給食調理場、放課後児童クラブといった、複数の施設を建設することとしています。

そのうち、図書館及びプールについては、学校の活動のみならず、町民誰もが文化活動、スポーツ活動を行うことが出来る社会教育施設として建設し、校舎、体育館及びグラウンドについては、現状の学校施設と同様に、放課後や休日など、学校の活動に支障がない範囲において施設の一部を開放し、町民の皆さまが文化活動やスポーツ活動を行う場として使用可能な運用方法を考えております。

議員ご提案の知名度のある指導者の招致については、門前高校の取組から大変有効な施策であると思いますが、どの分野に、誰を起用するのかについては非常に難しい検討課題であることから、穴水高校と十分な協議が必要であると考えています。

そのような中で、今年度、部活動の質の向上を目的として、中学校と穴水高校の男子バスケットボール部において、連携した活動を行っています。

このような取組は、専門的な知識を持たない中学校の部活動顧問にとっては負担軽減となり、生徒にとっては高校の部活動顧問の本格的な指導を受けることができる、といったメリットがあります。しかし、中高の時間割の違いから、夏休み期間中に限った取組にとどまっています。

このように、高校とのスポーツ連携には工夫が必要ではあるものの、異なる世代が一緒にスポーツ活動に取り組むことは、競技力の向上に繋がることが期待できるため、穴水小学校の建て替えに関する施設整備に際しては、充実した学校教育環境の整備はもとより、スポーツ少年団や中学校部活動の場であり、加えて高校や町民の皆様の一般利用の場ともなるスポーツ施設の充実に向けて、議会や町民の皆様との議論を通して、機能的な施設となるよう検討を進めてまいります。

○議長（佐藤豊）

苗代議員。

○１番（苗代勇仁）

本日質問させていただいた２つ目、３つ目の質問に関しましては、移住定住と人口の増加に繋がることと思いますので、町執行部としても前向きに検討のほどよろしくお願いいたします。以上で私からの質問を終わります。

３番　小谷　政一　議員

○議長（佐藤豊）

３番　小谷政一議員。

（３番　小谷　政一　登壇）

○３番（小谷政一）

２番、小谷でございます。よろしくお願いいたします。

当町の主要産業は農林水産業とそれを基盤とする飲食観光業でございますが、震災以降牡蠣養殖施設の被災等で生産量が減少し、今年の「復興にぎわいかきまつり」も以前の「雪中ジャンボかきまつり」と比べ規模を大幅に縮小し実施されましたが、復興の最中に２日間で約６，０００人が訪れたということで、大変喜ばしいことだと思っております。

それでは、質問いたします。質問は、一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、目的地・穴水となる公園の整備についてでございます。

当町には、輪島市の輪島塗や白米千枚田、珠洲市の見附島、塩田村などの、大勢の観光客を呼べる観光スポットが無いように思えますので、この際作ってしまえばと思い提案させて頂きます。

能登大仏を含めた乙ケ崎から新崎の山林に、茨城県ひたちなか市にある「国営ひたち海浜公園」や大分県の「くじゅう花公園」の様に、一年中様々な花が咲き乱れる公園を整備すれば如何でしょうか。

さらに、由比ケ丘のキャッスル真名井周辺から乙ヶ崎までの海上にジップラインを渡すことで、能登半島の中心である穴水に「花とスリルと大仏」の三点セットが楽しめる観光スポットが出来、年代や性別を問わず観光客が訪れ、従来の通過型観光地ではなく、滞在型観光地となり、その波及効果として商店街や飲食店にも人の流れができ、まさに目的地・穴水になると思います。

また、整備には多額の事業費を要すると思われますので、この際震災からの創造的復興にかこつけて、国や県営での整備運営を要望しては如何でしょうか。是非、町執行部だけで判断せず、国や県に相談し要望して頂きたいと思います。

もし実現すれば、事務的な仕事の他、花の植付けや草刈りなどの雇用が生まれ、全世代が働ける雇用の場が出来ると思います。

創造的復興には１０年以上かかるかもしれませんが、１０、２０年後の町民が住んでいて良かったと思える、夢のある具体的な計画が必要だと思います。是非、前向きな回答をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

町の観光スポットについては、町のシンボルでもある「ボラ待ちやぐら」をはじめ、「能

登鹿島駅」や「能登長寿大仏」、「能登ワイン」など、四季折々の壮大な景観が楽しめる観光地としてＰＲしてきたところです。

また、以前は、能登ワイン周辺でひまわり畑やコスモス畑などの花園で賑わいを図っていたこともあります。その後、ワイン用のブドウを栽培して広大なワイン畑として観光客を誘客しています。

また、眺望に優れた半島沿岸部の道路を「能登半島絶景海道」として位置づけ、道路の強靭化に加え、美しい景観の創出、観光誘客など、関係・交流人口の拡大を目指すこととしており、能登鹿島駅付近において、県と連携し、絶景を望む新たな眺望ポイントの整備に着手することとしています。

そのような中で、議員ご提案の観光施設整備については、整備に要する多額の事業費や維持管理費、さらには用地の選定など、課題も多いと思われますので、今後の観光施設整備の中で検討させていただきます。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○２番（小谷政一）

ありがとうございます。今まだ復旧で忙しくて、そこまで考えられないと思いますが、ちょっとする気がないように聞こえた次第でございます。町単独ではなくて、国や県と協議する考えはないのかとか、用地の方についても、おそらく３人から５人ぐらいの所有者であったと思っております。また、維持管理費についても入場料で対応できると思いますので、町長よろしくお願いします。

２月２８日に高市総理が金沢に訪れて演説しておりますけれども、「出来ないと言わない。出来ない理由を言うのは簡単。出来ない理由を探すのではなく、出来る方法を考える。諦めたら未来は作れない。挑戦しない石川に未来はありません。」と言っておりました。もし、１０年後に出来るとすれば、その頃には宿泊施設もある程度充実して相乗効果もあると思われますので、町長またよろしく検討の程、お願いいたします。

次に、マリーナの整備についてお伺いいたします。

穴水湾は一年中波が穏やかで、釣り愛好家が多く訪れ、町外の船舶所有者も以前は宝山マリーナをよく利用しておりましたが、台風には弱く、別の場所に避難させなくてはなりませんでした。そのため、現在では震災の関係もあり、数隻の利用者にとどまっている状況ではないでしょうか。

また、港湾施設に町外者の遊漁船の係留や、山王川の不法係留も問題となっております。

そこで、先ほど提案した花公園整備箇所に隣接している、乙ケ崎地区向かい側の朱鷺の散歩道の下水処理場に至る護岸や、大仏側の絵馬所周辺にマリーナ整備を港湾管理者である石川県と協議しては如何でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

穴水町が管理する宝山マリーナは、１８隻が係留できる施設ではありますが、震災の影響により数隻の利用にとどまっており、議員がおっしゃるとおり、不法係留は問題となっております。

石川県内にあるマリーナ施設は１３施設あり、そのうち民間施設が１０施設、市町管理が３施設で宝山マリーナと七尾市、輪島市に１施設ずつ存在しております。県が整備したマリーナ施設は、平成３年の石川国体ヨット会場を目的に整備した滝港マリーナがあり指定管理者制度を活用しておりますが、これ以降、石川県での施工実績はございません。

現段階で、県や町において、まずは穴水港、宝山マリーナの早期復旧を目指してまいります。今後は、一年中波穏やかで釣り愛好家が多く訪れるこの穴水湾でのマリーナ整備について、復旧後の利用状況を踏まえたうえで、機会を捉え県に要望してまいりたいと思います。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○３番（小谷政一）

乙ケ崎集落付近は、現在護岸工事に着手しておりますけれども、その向かい側は、まだ工事、これから入ってくるようなので、今のうちから県の方に要望すれば良いと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、中心市街地の賑わい創出についてお尋ねいたします。

当町の復興計画に「穴水駅舎やその周辺施設などの再整備や、賑わい創出に向けた商店街などの再生を行います」と、あります。

先程、花に特化した公園整備の質問を行いましたが、商店街でも花で人を呼び込むことが出来ないでしょうか。

現在の商店街は、残念ながら人通りもまばらで、閑散としている状況でございます。

そこで、駅前から商店街にプランターを設置して、サルビアなどや町の特産であるキリシマを植え、町民や観光客がそれを眺めながら中心市街地を散策することで、商店街に賑わいが生まれないでしょうか。まずは、人が訪れることが大事です。

因みに、珠洲道路の能登町中斉地区にあるサルビアロード両側の延長約４ｋｍには、約４万本のサルビアが植えられており、７月～１０月頃まで赤く輝く道が続き、通行者の目を楽しませております。これは、県と町が苗代、土起こし、水やり費用の１本当たり１８０円を

２分の１ずつ負担し、地元の農事法人に管理委託をし、行っていると聞いております。
当町でも、同様な取り組みが出来ないか。穴水町商店振興会と協議すればいかがでしょう。町と商店街が一致協力して、何かしら行動を起こさないと、賑わいが取り戻せないと思いますが如何でしょうか。

○議長（佐藤豊）
中島観光交流課長。

○観光交流課長（中島一成）
お答えいたします。
議員ご指摘のとおり、花を用いた観光地整備は多くの自治体でも取り入れられている手法であり、商店街のにぎわい創出においても有効な手段になり得ると考えております。
本町でも能登鹿島駅は桜の名所として認知度が年々高まっており、町外・県外からも多くの人が訪れています。また、昨年は旧商工会跡地を活用し、穴水中学校の生徒がヒマワリを植え、一夏の間、商店街に彩りをもたらしました。
これらと同様に、サルビアや町の特産であるキリシマツツジを駅周辺や商店街に配置し、町民や観光客が散策できるようになれば、話題性を生み、商店街に人を呼び込むことができる要素の一つであると思われます。
一方で、商店街は町民の日々の生活と密接に関係している場所でもあります。
これらの取り組みを商店街で行うにあたって、花の管理方法や病害虫対策など、様々な課題もあることから、まずは町商店振興会と協議をした上でとなりますが、あくまでも地域住民の皆様が主体となって取り組むことが重要であり、その活動に対し町といたしましても、各種補助制度を活用しながら後押しさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤豊）
小谷議員。

○３番（小谷政一）
ありがとうございます。ぜひ商店振興会と協議して頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
次に、精育園の移転先についてお尋ねいたします。
駅西地区の当町が買収し、復興公営住宅や学校用地予定箇所の一部に精育園の移転候補地として県と協議を進め、地元説明会は終わったようでございますが、地元から反対意見が無かったのか。
また、当該箇所の駅西町営住宅周辺では、以前から大雨のたびに建物の床下浸水や道路の冠水があり、開発による建築物や道路、駐車場等の整備で地面への浸透率が下がれば、更な

る被害が予想されることから、調整池が必要だと常々指摘をしておりましたが、県との協議過程で必要の有無や、県と町どちらがどのように整備することで協議が進んでいるのか、町としてどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）
宮崎副町長。

○副町長（宮崎高裕）
お答えいたします。
１つ目の質問については、２月に石川県担当者より、精育園の移転につきまして、住民説明会が行われました。参加者からは、周辺道路事情等のご意見はあったものの、雇用面や防災拠点施設の役割、インクルーシブル教育の推進にも期待できるとのご意見もいただき、特段反対意見はなかったものと聞いております。
次に、調整池の必要性は県及び町においても十分理解しておりますが、その整備方法を含めまして、３月中旬に県において開催される検討会でも引き続き協議されると聞いております。今後、具体的にどのように整備していくかなど、県との協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤豊）
小谷議員。

○３番（小谷政一）
わかりました。整備によって地元の方々の被害が拡大するのではなく、解消できるように、よろしくお願いいたします。
これで、質問を終わります。ありがとうございました。

７番　大中　正司　議員

○議長（佐藤豊）
７番　大中正司議員。

（７番　大中　正司　登壇）

○７番（大中正司）
７番大中正司です。通告に従って、一問一答方式で質問をいたします。

まず、最初に災害復興住宅の集会所について、３点質問いたします。

計画に従って上野団地を皮切りに建築が進められておりますが、団地住民のコミュニティの拠点となる集会所について、質問の１点目は整備する予定地はどこであるか。２点目は、集会所の利用規定、つまり利用者や利用目的に制限が設けられているのかについてお尋ねをいたします。

先日、上野団地の建設現場を見てまいりましたが、おそらくは計画通りに順調に進んでいるのでしょう。特に集会所は、完成しているように外観からは見えました。大変立派なもので、内部はどんな造作なのだろうと想像しながら羨ましく眺めておりました。

３点目は提案ですが、今後建設される団地集会所の利用について、優先権は団地住民に置くとしても、近隣の町内会などにも利用の門戸を広げれば地域全体のコミュニティ形成に資すると思いますが、如何でしょうか。お聞かせください。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

１点目の復興公営住宅における集会所の整備に関しましては、現段階において上野地区のみ整備を予定しております。これから新しい生活を始める方々と既存の町営上野住宅に入居されている方、近隣の住民の方々において、いつでも気軽に集えるコミュニティ形成の場として活用していただけるものと考えております。

次に２点目の集会所の利用規定ですが、復興公営住宅整備に係る集会施設となりますので、居住される方のコミュニティが優先されるものと考えておりますが、しかしながら先ほども申し上げましたとおり、近隣の自治会においても利用は可能だと考えます。

その他、生活支援や防災拠点、住民自治の運営、合意形成の場として活用していただければと考えており、これは他の地区の集会所と利用規定は同様だと思います。

最後に、３点目のご提案についてお答えいたします。

復興公営住宅の敷地内に建設、あるいは、利用される集会施設につきましては、応急仮設住宅団地内に建設された集会施設とは管理方法が違い、今後、恒久的な施設として利用されるという性質上、団地内に自治会を設立いただき、その管理をお願いする予定としております。

なお、白山団地の仮設集会所については、増改築後に白山第２、第３団地及び周辺住民も利用可能な施設として整備し、利用方法につきましては、復興公営住宅団地の自治会と立地する地域の自治会と協議したうえで、特に制限を設けるのではなく、各団地の集会施設としての機能の他、立地する地域の住民などとの交流の場として活用いただければと思っております。

市街地に建設する稲荷団地及び駅西団地につきましては、現時点で集会所の建設は予定しておらず、近隣でこの度オープンする多世代交流センターやさわやか交流館プルートなどの公共施設利用を想定しております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○７番（大中　正司）

今のその集会所ですけれども、私、白山住民なんですが、今の仮設住宅の自治会と白山の自治会との理解の相互があるというか、使えないみたいに理解しているんですね。役場に確認しても、反応があやふやだったりしているところもあって、実は、こないだ集会があったのですけれども、別な所を利用してやったくらいなんです。その辺は、役場から或いは担当から「そういう事ではなくて、使えるようになっていますよ」ということを、お伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、合葬墓について伺います。

私が７年前の平成３１年の３月定例会で合葬墓の整備について、当時すでに整備運営していた内灘町や津幡町の先進事例を調査した上で、整備を提案して以来、直近では昨年６月に宮本議員から質問がありました。

それに対する答弁は「整備に向けて、県内外の先進事例の情報収集・調査から実態や動向を把握し、基本的な考え方を整理したい」とのことでありました。

それから９ケ月が経過した訳でありますが、この間どのような調査･研究がなされたのか、そして、それによってどのような成果、少なくとも穴水町の合葬墓整備についてどのような方向性が得られたのかをお知らせいただきたいと思っております。

先日、能登町役場の住民課へ行って話を伺って参りました。

能登町の葬儀火葬場、能登三郷の裏手にある町営墓地の一角に整備する計画で、利用料金などの詳細は未定ですが、建設費や運営コストが最小限に抑えられることから、納骨堂は併設せず、モニュメントと合葬墓のみを整備する方針だそうであります。

これも一つの選択肢だとは受け止めましたが、いずれにしましても穴水町も整備する方針を打ち出しているのですから、そろそろ方向性だけでも見せていただいて良い時期ではないかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

小林環境安全課長。

○環境完全課長（小林建史）

お答えいたします。

合葬墓の調査研究についてでございますが、近隣市町並びに県内市町の事業費及び震災後の利用状況について調査を実施しております。

県内１９市町のうち１１市町が整備又は整備予定であること、奥能登地区では輪島市が整備済みで、能登町と珠洲市が整備予定であるとお聞きしております。

震災後、いわゆる「墓じまい」による一定の需要が見込まれておりますが、今後の整備にあたっては、将来の維持管理費を抑制する観点から、従来の納骨型だけでなく、埋葬型の合葬墓やモニュメントのみとする形態も選択肢の一つではないかと考えております。

しかしながら、本町における合葬墓の整備につきましては、宗教法人から永代供養墓地を含めた霊園の設置の相談もあることから、需要の見極めが難しく、引き続き民間の動向を注視しながら、復興計画に基づき、中・長期的に検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○７番（大中正司）

復興計画に載っているのですから、それに基づいて期間がというか、開始する時期が早いか遅いかというのはこれからですし、今の復興の状況からすれば、多分後のほうになってしまうのではないかな、それもやむを得ないのかなということもあって、住民の方も最近は合葬墓について、あまり言われなくなっているのも事実なんですね。

その一方で、今のご答弁にもありましたように、宗教法人から永代供養墓地霊園設置の相談ということでありますが、相談に対する町の受け止めというか考えはどのように思っていらっしゃるのでしょうか。お聞かせいただけますか。

○議長（佐藤豊）

小林環境安全課長。

○環境完全課長（小林建史）

昨年に、２度相談に来られておりまして、それ以来は、半年来られておりません。宗教法人として、管理者として、しっかりした組織であるかを確認をしたいと思っております。まだ、書類等は出されておりません。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○７番（大中正司）

あやふやというか、実態がよくわからないご答弁だったのですが、頷くだけでいいんで。

待っているという状況ですね。（小林環境安全課長：うなずく）わかりました。

次に、多世代交流センターamiza についてお伺いいたます。

震災の影響からか、一時期工事が停滞していたようでありますが、最近は完成間近のように見えます。本日、竣工式のご案内も郵送でいただきましたので、３月２６日でしたか、その折にまた具体的に現場を見られることを、楽しみにはしております。

令和５年３月定例会で、私の多世代交流センターの機能についての質問に対して吉村町長は「幅広い世代が交流できるような新たな交流拠点施設として整備されるもので、いくつか例を挙げると、イベントや学習体験スペースを確保し、既存の行政施設にはない物販スペースの他、コワーキングスペースも兼ね備えた軽食の提供も行われる施設も考えている。また、センター内には地域子育て支援拠点として、町が実施する一時保育所の休所日となる土・日・祝日の開設を行う予定となっている」と、ご答弁をいただきました。

そこで、完成の暁に実施される具体的な事業内容と開始時期をお聞かせください。

そして、併せて多くの町民が待ち望んでいる入浴施設の整備の概要についても、お聞かせを頂きたいと思います。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えいたします。

震災の影響で停滞していた交流センターの開始時期につきましては、３月２６日の完成式典ののち、４月のオープンを予定しているとのことです。

２年前の３月定例会でも回答したとおりの機能を有する施設となり、交流センター専用の玄関を通り、エントランスホールには憩いのラウンジとして利用できる共有スペースがあり、その中には学習や読書、デスクワークなど、さまざまな使い方ができる共同ワークスペースや会議室などコワーキングスペースとして活用できる施設や、未就園児の親子が集える場所として、土・日・月曜日に、一時預かりが出来る地域子育て支援拠点として整備されると承知しております。レストランには合計３２席の食事ができるスペースもあります。

その他、防災備蓄倉庫を設置し、災害発生時の帰宅困難者対策等や、企業が地域のために設置するものとなっております。

入浴施設につきましては、都市構造再編集中支援事業とは別で、施工主が調査を実施しましたが、物価高騰や人材確保が困難を理由に断念したものとお聞きしております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○７番（大中正司）
　その入浴施設の件ですが、ご答弁を聞いてますと、随分他人事のような他人事には違いなんでしょうけど、ちょっと意外な感じで聞ました。我々議会もただの噂話ではなくて、そういう入浴施設ができる予定です。計画ですと言う風に聞いておりましたし、それをもれ聞いたというか、伝え聞いた町民の皆さんは何よりも楽しみにしていた。今でもしているんです。知らないんですよ、断念したという事を。私も、何かそんならしいよと言う話は聞きはしたけど、今はっきりお聞かせいただいた訳です。
　施工主である理事長の吉村町長が議会でお話されたと、私記憶しているんですけども、それを含めて何らかの説明があってもしかるべきじゃないのかなと私は思って、今聞きました。
　それについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤豊）
　吉村町長。

○町長（吉村光輝）
　ただ今説明させていただいたとおり、入浴施設については、一時期検討させていただきました。しかしながら、経営的判断により持続可能な施設を考えますと、今整備するということが非常に困難ということで、今回計画を断念したという所がございます。

○議長（佐藤豊）
　大中議員。

○７番（大中正司）
　断念せざるを得なかったことを云々という事ではないのですね。そういう経営的な事情は当然ありましょうし、そうであればそういう理解もいたしますが。聞かれて初めて断念したというのは、誠に言いにくいのですが、残念な感じがします。
　それでは、最後に町長の選挙運動について伺います。
　みなさんは先刻承知のことですが、この質問は先週議会開会前に通告したものでありまして、つまり先日の知事選の結果を受けてのものではないことを念の為に申し上げておきます。
　さて、先月末でしたか、町の商店街で買い物を済ませて外に出たところ、吉村町長が県知事候補者と街なかを歩いて支持を呼び掛ける選挙運動、いわゆる「お練り」と呼ばれるものに偶然出くわしました。
　そこで、穴水町選挙管理委員会にお尋ねいたします。
　かかる町長の行動は、公職選挙法に照らして、合法でしょうか。

○議長（佐藤豊）

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

お答えいたします。

町長の選挙運動についてでありますが、公職選挙法第１３６条の２第１項では、「国若しくは地方公共団体の公務員はその地位を利用して選挙運動をすることができない」と定められており、町長という職務は特別職の公務員に該当いたします。

しかし、地位を利用しての運動であるか否かは、その行為の態様、なされる時期、場所、方法、対象などを総合的に勘案して、取り締まりを行う部局が最終判断するものであり、選挙管理委員会としては、ただちに、公職選挙法に抵触するか、判断できるものではないと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○７番（大中正司）

そういうご答弁だろうということは想定はしておりましたが、私も公職選挙法なるものを一読はしました。そういう解釈もできると思います。

ただまあ、町民が「お練り」を見れば、明らかに町長という立場で公式に運動していると受け止めるのは至極当然だろうと思うんですね。

直ちに違法ではないという判断であるにしても、合法であるとの判断でもなく、限りなくブラックに近いグレーな行動だと思います。

選挙の流れによっては、町民の支持が対立候補と票数が拮抗する状況もあり、その場合の町民の感情に思いを寄せればですね、公的な立場である町長として今後は慎むべきではないかと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

私の行動については、一人の政治家としての信念に基づいた行動であるという風にご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○７番（大中正司）

今言いましたようにグレーな部分ですから、そう言われればそうしかないんですけれども。高市首相も先日予算委員会でカタログの件で、法律に抵触しないけれども批判を受けるならば、慎みたいという答弁されていました。町長のお練りも摘発はされていないものでも、法に抵触するものであるという風に私は解釈しており、道義的に慎しむべきものだと申し上げて私の質問を終わります。以上です。

○議長（佐藤豊）

ここで１０分間休憩といたします。

（午後２時３０分休憩）

（　休　　憩　）

（午後２時４０分再開）

○議長（佐藤豊）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

２番　宮本　浩司　議員

○議長（佐藤豊）

２番　宮本浩司議員。

（２番　宮本　浩司　登壇）

○２番（宮本浩司）

先ほど、２人目の小谷議員の「２番、小谷です」と発言していましたが、２番は私です。

昨年の末、一体どっちが本当なんやと思うと同時にぜひ執行部にも注視してほしい報道がありました。

それは、国土地理院による能登半島北部などの活断層図の公表です。

公表された活断層図は、地形の空中写真判読によって作成され、志賀原子力発電所の敷地内に活断層が推定されるというものでございました。

この国土地理院による活断層付図の公表に対し、北陸電力は詳細な地質調査を実施していること、そして、その地質調査の結果により原子力規制委員会が志賀原子力発電所の敷地内には活断層は存在しないとしており、北陸電力は国土地理院に反論しているようです。

専門的な分野ですし、私ごときには全く理解不能ですが、普通に考えるとどちらか一方が正しくて、どちらか一方が間違っているんでしょうね。

ただ、毎回言いますけど新聞による報道だけでなく、ネット上ではデマ・嘘・フェイク・ガセ・誹謗中傷などが飛び交う現代社会でありますので、このような報道はどちらが正しいのか住民の認識や判断の弊害になっているだけでなく、ただ単に不安や心配を煽るだけで、まして被災者は地震の情報には敏感にもなり、生命にもかかわる重要な事案なだけに望ましくありません。

先の衆院選でも、エネルギー政策について原発再稼働の容認は候補者の大半を占めたようですし、公表するなら正確な情報が必要だったのではと少し残念な気がします。

もしかすると、国土地理院と北陸電力は普段から仲が良くないのではと推測します。

今日の朝刊、北陸電力が新たにボーリング調査を行い国土地理院の主張を否定するデータの収集を行うと掲載されています。

正確な情報の提供、適切な対応を望むのは当然ですし、石川県内や富山県内では、一般質問で、この事案について執行部の受け止めを聞く議会もあるようであります。

今回から議席が変わりました。昨年の秋に酔っぱらって紛失したメガネもやっと新調しました。そして何より、私が最年少議員でなくなったことは大変喜ばしいことであります。やはり、６３歳で最年少議員というのはヤバイですよ。

それでは、２番、宮本、一問一答で大枠２項目質問いたします。

１項目は、建物の滅失登記についてです。

滅失登記は、建物を解体・消失した場合に建物の所在地を管轄する法務局において登記簿を抹消・削除する手続きですが、不動産登記法においてその申請期間は建物が物理的に滅失した日から１ケ月以内と規定されております。

私が思い浮かぶ滅失登記における市町の役割ですが、法務局からの滅失登記通知後に固定資産税の課税台帳を更新することで、当該建物を課税対象から抹消することなんだろうと、認識しています。そこで、滅失登記そのものが町の業務でないことをお許しいただきお尋ねします。

申請が建物の滅失から１ケ月を過ぎたり、長期間未申請のままだと固定資産税や都市計画税などの税法上、あるいは相続・名義変更などについて建物の所有者が不利益を被ることや過料の徴収など好ましくない影響は発生するのでしょうか。

また、それ以外にも好ましくないことは考えられますか。

○議長（佐藤豊）

小林環境安全課長。

○環境安全課長（小林建史）

お答えいたします。

本町からの法務局への滅失登記申出につきましては、完了立会後、社団法人日本コンサルタント復興支援協会を通じ、完了報告を受けた当日から３日以内に、申請者へは完了通知を発出し、同日に法務局へ申出を行っており、ご質問の「申請が建物の滅失から一ヶ月を過ぎたり、長期間未申請のまま」であることはありません。

また、好ましくない影響につきましては、町では、公費解体・自費解体対象家屋の資料に基づき、令和７年度固定資産税・都市計画税課税台帳より抹消しておりますので、町税に係る不利益はないものと考えます。

なお、登記業務を所管する金沢地方法務局に確認したところ、職権による建物滅失登記ができない旨の通知を受領した後、長期間にわたり所有者等による建物滅失登記が未申請のままであった場合の不利益等については、把握していないとのことでございました。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○２番（宮本浩司）

今回の能登半島地震では、公費解体した建物の所有者の負担軽減の配慮から、法務局において登記官が職権で滅失登記をするという措置がとられています。

とは言え、登記官が職権で滅失登記するにしても市町から解体に関する情報やデータの提供が必要だと思われます。

全く基本的なことをお聞きします。

登記官の職権での建物の滅失登記にあたり、町はどんな情報やデータを法務局へ提供し、その提供する業務は町の税の所管課なのか、それとも公費解体の所管課なのですか。

○議長（佐藤豊）

小林環境安全課長。

○環境安全課長（小林建史）

お答えいたします。

家屋番号等の対象建物の現登記情報の他、解体を行った建物の工事完了日や延べ床面積、解体を行った画像データや図面、解体に係る確認書、そして法務局が滅失登記の結果をご案内するための申請者の氏名及び住所を提供しております。

これらの手続きにつきましては、公費解体業務担当である環境安全課が所管であります。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○２番（宮本浩司）

県内では、税の主管課が法務局へデータを提供している自治体もあるようでございます。

登記官が職権で滅失登記できる対象の建物は、自然倒壊した建物、市町で公費解体した建物、自費解体し、費用の償還を申請する建物とされております。

しかし、一方では例外もあるようで、それは登記上で附属建物のある建物のうち、一方の建物のみを解体した場合は、登記官の職権による滅失登記は対象外とされているようです。

例えば、家屋に蔵や倉庫が附属していて、蔵や倉庫のみを解体した場合は、登記官の職権による滅失登記の対象にはならないのだろうと乏しいながらも認識しています。

最後に教えてください。

登記官の職権による滅失登記が対象とされた場合、町はその情報を把握したり、所有者に滅失登記の申請を促すのでしょうか。

それとも、それらは法務局の業務として町は何ら関わることはないのでしょうか。

さらに、能登半島地震での穴水町における次の件数を併せて教えてください。

１、公費解体・自費解体の各件数。２、登記官の職権による滅失登記の件数。３、登記官の職権による滅失登記の対象外とされた件数。４、登記官による滅失登記の対象外とされ、所有者や土地家屋調査士の申請による滅失登記。以上です。

○議長（佐藤豊）

小林環境安全課長。

○環境安全課長（小林建史）

お答えいたします。

滅失登記の申出に対する結果については、法務局より報告を受けておりますが、滅失登記が対象外となったものについては、法務局よりその対象外となった旨の結果を申請者に送る際に、登記の変更に関する案内等も同封していることから、町から申請者に連絡は行っておりません。

公費解体・自費解体の各件数につきましては、公費解体が２，７４２件、自費解体が４２件でございます。

以下、金沢地方法務局の職権による建物滅失登記所管部署から情報を得たものでございますが、まず、登記官の職権による滅失登記の件数は、１，２０８件。次に、登記官の職権による滅失登記の対象外とされた件数は、９１７件。最後に、登記官による滅失登記の対象外とされ、所有者や土地家屋調査士の申請による滅失登記の件数は、把握していない、とのことでございました。

また、町においても　建物滅失登記について、職権であるかそうでないかを問わないため、特に把握はしてはおりません。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○２番（宮本浩司）

学習させていただきました。どんな申請や手続きにおいても、住民からすると迅速かつ的確に処理されるのがもちろん望ましいと考えますし、連携できるところは連携し、一人でも多くの住民に不利益が生じないよう指導していただければと思います。

次に、町監査委員についてです。

監査委員は地方自治法に基づき都道府県や市町村に必置の執行機関で、穴水町では有識者と町議会議員の２名を選任していますが、その役割は、財務事務や行政事務の適法性や効率性などを監査し、行政運営の公正を確保することとされています。

定期監査・決算審査・例月出納検査や健全化判断比率・資金不足比率などの審査を行うこと、また住民監査請求に対する監査など必要に応じた監査を行うことで、最小の経費で最大の効果を挙げているか否かをチェックすることで、監査委員は地方自治の根幹を支えると同時に、適正かつ効率のよい行政運営を行うための重要な役割と機能を有しています。

私が職員出身ゆえに「何を今さら」、或いは「嫌がらせだろう」と思われるでしょうがお尋ねします。

最小の経費で最大の効果を挙げているか否かのチェックや適正かつ効率のよい行政運営を行うための役割と機能を有する監査委員ですが、執行部として、監査委員が必置とされる意義とその成果についてどんな見解や認識をお持ちでしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

監査委員は、地方自治法第１９５条の規定により設置が義務付けられており、町が行う様々な事業や、財務会計事務が各種法令等に基づき正しく行われているかなどを、町長や執行機関から独立した立場で監査を行うことが、職務とされております。

そして、本町の監査委員は議会から選出されている議員を含め２名で構成されており、一人ひとりが単独で監査を行い、監査結果の決定、意見の決定については合意を持って意見書を作成し、その結果を町民に広く知らせることで、町が行っている行政サービスが適法であり、効率よく行われていることが周知され、住民の福祉の増進と町政への信頼確保に繋がっているものと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○２番（宮本浩司）

定期監査ですとか、決算審査においては、監査委員から指摘事項や要望事項が出ます。

そこで、指摘と要望に事項を区分しているということはそれぞれ何か意味が違うのだろうと調べてみると、指摘事項とは「是正・改善を求めるもの」、要望事項とは「改善について検討を求めるもの」だそうです。

穴水町では地方自治法により、定期監査での指摘や要望など結果が公表されていますが、お尋ねいたします。

定期監査だけでなく、決算審査の結果も公表している自治体も存在するのですが、穴水町は決算審査の結果は公表していないのでしょうか。もし、公表していないのであれば、その理由は何でしょう。

加えて、監査委員から指摘を受けた場合は３ケ月以内に改善措置を講じて、監査委員へ通知するよう求められていますが、指摘・要望を受けた後はどんな対応・対処されるんでしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

決算審査の結果につきましては、歳入歳出決算審査意見書としてＨＰで公表しており、また、要約ではありますが、一部を広報あなみずにて掲載し、町民にも公表しております。

また、監査委員からの指摘・要望事項に対する措置の内容は、執行部から文書としての通知は頂いておりませんが、各課において真摯に受け止め、すぐにでも実施可能な事項については、積極的に取り組み、予算が伴うものについては、慎重に課内で協議を重ね、予算編成に向け対応されているものと認識をしております。

今後、適時、措置状況の報告を求めるよう努めていきたいと思います。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○２番（宮本浩司）

暑くないですか。とっても暑いですよ。

地方自治法第１９９条第１４項、一部省略しますが、「監査委員から監査の結果に関する報告があった場合において、報告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会等は、当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じ時は当該措置の内

容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない」とされています。

であれば、執行部が何も措置を講じない時は、監査委員への通知も、監査委員による公表も不要だということなのでしょう。

最後にお聞きします。

定期監査と決算審査における監査委員からの指摘事項及び要望事項について、次の件数を教えてください。

１、令和６年度・７年度中に監査委員から受けた指摘事項及び要望事項の各件数。２、令和６年度中に監査委員から受けた指摘事項及び要望事項に対し、同年度中及び令和７年度に措置を講じた件数。３、令和７年度中に監査委員から受けた指摘事項及び要望事項に対し、同年度中に措置を講じた件数及び令和８年度に措置を講じる予定の件数。以上です。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

１点目の各年度での件数は、令和６年度に実施した令和５年度決算審査において指摘事項は１件、要望事項は２件であり、令和６年度定期監査において指摘事項は９件、要望事項は６件でした。

また、令和７年度に実施した令和６年度決算審査において指摘事項は６件、要望事項は８件であり、令和７年度定期監査において指摘事項は７件、要望事項は１４件でありました。

２点目の令和６年度中に指摘･要望を受け、同年度中に措置した件数は、９件ありました。また、令和７年度中に措置した件数は、６件でした。

３点目の令和７年度中に指摘・要望を受け、同年度中に措置した件数は、１６件あり、主なものとしては、令和６年能登半島地震で被災したのとふれあい文化センターの宿泊棟の建て替えを前提とした協議を、国、県と行うことを決定しております。

また、令和８年度に措置を予定している件数は、１６件であり、主なものでは、子育て世代の人口増加に繋げる施策として、出産祝い金の拡充を図り、県内で一番の祝い金としたこと、あなみず学生生活応援事業では、支援額を３万円に増額したことや、Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館及び武道館の空調設備設置に向けての実施設計費などが挙げられます。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○２番（宮本浩司）

少しでも早い対応をして頂けると助かります。私の職員時代に頻繁に使われていました

「前向きに検討します」などの行政用語はお役所言葉とも言われ、本来は正確性や公平性を確保するために使うのですが、住民からすると専門的で難解で回りくどく曖昧な印象を持たれるだけでなく不愉快と受け取られ、挙句の果てには何がいいたいのか、伝わらない分からない場合も多くあります。「法令順守、周知徹底、連携を密にし」などが代表的な行政用語ですが、最近はやけにカタカナが多いのも気になります。お役所言葉はできるだけ避けて、住民が必要とする情報を住民目線に立った分かりやすい表現を使って、住民に理解してもらえるのが望ましいと感じています。

以上で、２番終わります。

９番　小坂　孝純　議員

○議長（佐藤豊）

９番　小坂孝純議員。

（９番　小坂　孝純　登壇）

○９番（小坂孝純）

９番　小坂です。

まずは、昨年の７月から１２月半ばまで、頭蓋咽頭腫という病にかかりました。町民の皆様方には、大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございません。

それでは、一般質問をしたいと思います。全問一括でお願いをいたします。

まずは、令和６年元日、突然の能登半島地震でありました。歴史ある穴水小学校、校舎も被災し、２年が過ぎ今では解体され、淋しい限りであります。

まだ、先の事は考える時間はないのかもしれませんが、大切な土地、穴水町の一等地であります。どの様な利活用がいいのか、もし計画があるならば、お聞きをしたいと思います。

２点目であります。石川県精育園も、被災し移転するとの説明が全員協議会の場でありました。町民皆さん方との説明会も終わったと聞いております。私が議員になった頃は穴水町に国、県、民間色々な施設があり、沢山の職員方もおられ、結構な賑わいもあった様に思います。あれから３０年を得て、今では残念ながら寂しい町並みであります。

町民のご理解を得て、立派な石川県精育園としての役割を果たしていただきたいと思います。少しでも明るい話題と賑わいがほしいと思います。

３点目は、穴水湾に投石をというお願いであります。

穴水町は、うまいもんの里と言われ、２０年以上が過ぎたろうか。２月２８日、３月１日に行われたかき祭りも盛大に行われ、いまでは牡蠣が穴水町の能登ワインに匹敵するような人気でありました。町長は２月の臨時会の提案理由の説明の中で、穴水町の一次産業を強く

していくと力強く言っておりました。
　いずれにしても、田、畑、漁業にしても、問題は後継者づくりであります。穴水湾は波穏やかで魚介類の宝庫でありました。今は震災の影響でナマコも不漁である。長年続いたクチコ漁が出来ず、森川さんがやめたと聞いております。穴水町の珍味であったが残念であります。穴水湾のナマコは柔らかく美味しいとの評判もあります。そして、ハチメ、サザエ、もずくと、いずれも穴水湾のものは美味しいと言われます。
　是非、穴水湾に投石をし、石川県にお願いをしてほしいと思います。町長も大変ではあろうかとは思いますが、思い切った対策をお願いをしたいと思います。

○議長（佐藤豊）
　吉村町長。

○町長（吉村光輝）
　お答えいたします。
　まず一つ目のご質問である、町立穴水小学校跡地の利用計画等の内容につきましては、１２月議会の湯口議員の一般質問の答弁でお答えしましたが、現時点で未定となっております。しかしながら、今も小学校周辺には、平成１９年能登半島地震で倒壊し、再建した体育館や、Ｂ＆Ｇ体育館・武道館に加え、第三の居場所施設もあり、ふわふわドームを備えた真名井児童公園もございます。さらに、仮設校舎が建っているグラウンドは、以前、ナイターソフトボールリーグにも使われており、現在も少年野球教室の練習場として使われているなど、比較的広く、公共施設が多く設置されている場所であります。
　現在、穴水小学校の新校舎及び、その周辺施設が持つ機能を優先的に整理しており、その計画の中で、補足する施設を含め、段階を踏んで、既存の公共施設のあり方や機能再編など、様々な角度から慎重に判断していきたいと考えております。
　何れにいたしましても、穴水小学校の跡地は、地域の賑わいだけではなく、奥能登の玄関口としても大きな役割を担う、重要な土地であることは十分認識しており、今後とも議員の皆様方や町民の皆様のご意見をお聞きしながら、跡地利用について検討するとともに、方向性や方針が見えた段階でご提案させていただきます。
　私からの答弁については以上となります。残余のご質問については、副町長及び担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（佐藤豊）
　宮崎副町長。

○副町長（宮崎高裕）
　２つ目のご質問、石川県精育園の進捗状況についてお答えをいたします。

先ほど、小谷議員のご答弁にもお答えしましたが、精育園の移転については、２月に石川県担当者より地域住民説明会が行われました。

石川県としては、障害者も一人一人が自分らしく地域と共に生きることができるような社会の実現、地域との繋がりによる地域移行と共生の促進、障害者支援の質の向上を目指すとともに、施設内に交流ホールを整備することで、地域住民も利用できる開かれた施設となるような施設整備を検討していきたいとのことであります。

さらに、この地域に移転することで、市街地へのアクセスの良さなどにより職員の雇用確保に寄与するだけでなく、町全体の賑わい創出にもつながるものと期待しております。

また、今回の地震の教訓から、災害時に入所者をはじめその家族も滞在できる防災拠点機能を備えた災害対応力の高い施設となるよう検討しているとのことでございます。

このようなことを踏まえまして、石川県では精育園移転検討委員会や町民のご意見を聞きながら、町とも十分協議し、検討を進めていく予定となっております。

今後、詳細が決まりましたら、ご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

３つ目のご質問、穴水湾への投石についてお答えいたします。

地球温暖化による海水温の上昇などの理由により、海洋環境は大きな影響を受け、磯焼けという藻場が減少している状況となっております。藻場の減少により、魚類や甲殻類の隠れ場所や産卵場所が少なくなっている状況です。

県は平成２５年から平成２６年度の２カ年にかけて、甲地区の沖合１㎞の地先に造成面積１.４ｈａに１０基の漁礁の設置と自然石、３０５３㎥の投石事業を実施しました。

また、平成２６年度に町事業により新崎地区の地先で自然石２５９㎥の投石事業を行いましたが、藻場の減少が進行しており、漁業の水揚げ量に影響が生じている状況となっております。

県による投石など水産生物の増殖を目的とした生息環境整備事業は、水産環境整備事業の計画に基づいて行われております。県の計画と併せて、石川県漁業協同組合と相談しながら町としましても漁礁ブロックの投入などを計画し、磯焼けへの効果的な対策を検討してまいります。

また、後継者不足への課題については、これまでどおり新規就業者への支援に併せて、機材導入支援など一次産業への支援を行い、持続可能な農林水産業への取り組みと、地域が稼ぐ力強化に向けて支援を行ってまいります。

○議長（佐藤豊）

小坂議員。

○９番（小坂孝純）

ありがとうございました。これで終わります。

５番　湯口　かをる　議員

○議長（佐藤豊）

５番　湯口かをる議員。

（５番　湯口　かをる　登壇）

○５番（湯口かをる）

５番、湯口かをるでございます。

始めに保育士不足の現状における今後の対策についてお尋ねいたします。

通告に基づき一問一答で質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、保育士不足の現状における今後の対策についてお尋ねをいたします。

先般、町内４会場において実施された「議会と語ろう会」では、参加者の皆様から多くの貴重なご意見をいただく中で、住吉地区の皆様から「当町が抱える保育士不足」について、議員各自の考えが求められました。

私は、議員の立場をいただいた平成２７年９月議会の一般質問では、当町の「子ども医療費の無料化」を提言し、即実施していただきました。

また、その年の１２月議会では、国に対して「保育士の社会的評価の向上と処遇改善を求める委員意見書」を提出しております。あれから１０年が経過しました。国の施策の中で保育士への処遇改善は徐々に見られましたが、保育士不足対策には繋がっていない現状であります。

保育施設の園児に対する保育士の人数は、国の配置基準に基づいて定められていて、０歳児は３人に１名、１歳から２歳児は６人に１名、３歳児は２０人に１名、４歳児は３０人に１名の配置と、原則常時２名以上の保育士を配置することが定められています。

当町の保育事業は、町内３ケ所の民間に委託運営されていて、保育現場は園児１３７名に保育士が２０名と非常勤の保育補助が７名で対応していると聞いています。保育士の年齢別では６０代が３名、５０代が４名、４０代が７名、３０代が３名、２０代が３名、保育補助が７名と、国の配置基準に基づいて実施されている現状ではありますが、この先に想定される保育士不足対策は、喫緊の課題ではないかと思います。

保育士不足対策について町の事業の取組が成果に繋がっていない現状のように思われま

す。
　町は保育士を目指す方を応援するために奨学金返済支援事業や保育士資格取得助成金などの支援策を講じてはいますが、保育士不足の解消対策には繋がっていない現状です。そのような状況の中でも、保育士補助の方が、勤めながら保育士資格を取得して、勤務されておられる方もいると聞いております。
　先般、地元高校の進路指導の先生に近年における卒業生の進路先を問合せましたところ、ここ３年間は、保育士希望者はゼロとのことでした。
　また、大学を卒業した方の保育士としての就職先は、都市部周辺のようであります。
　今後は、当町の保育施設で保育補助として勤務の方々にも現状をご理解いただき、町が支援をして資格に結びつくような取り組みも必要ではないかと思いますが、担当課の考えをお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）
　谷口子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷口天洋）
　お答えします。
　医療・介護業界の人材不足が全国的に話題となっている中、本町におきましては、保育士・保育人材不足とその対策が喫緊の課題であることは、議員ご承知のとおりです。
　町としてこれまで実施してまいりました保育士就職促進奨励金、保育士資格取得助成金のほか、保育補助者配置に係る補助などのきめ細かな助成制度により対応してまいりました。
　保育士就職促進奨励金は令和４年度に１件、５年度に２件、７年度に１件の実績があり、保育士資格取得助成金は令和４年度に１件の実績がありました。これらの既存の事業について、現在保育士資格取得を目指している方たちへの周知活動も行っており、今後も事業を継続してまいります。

○議長（佐藤豊）
　湯口議員。

○５番（湯口かをる）
　ありがとうございます。私は、令和２年９月議会で、今後の保育士不足を解消するための乳幼児家庭保育支援対策の取り組みについて一般質問をしています。
　家庭保育には、親子がいつでも触れ合って絆を深め合える愛着形成の素晴らしさがあります。現状において、０歳から２歳の乳幼児の家庭では、共働き以外の家庭や、保育士不足などによる受入れ側の都合で保育所へ入所できない等の事例はないのでしょうか。
　また、待機児童はいないのでしょうか。現状をお尋ねします。

○議長（佐藤豊）
谷口子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷口天洋）
お答えいたします。
令和８年度の保育所・認定こども園利用申込について、とりまとめの結果、待機児童はゼロであります。しかしながら、国の基準である配置を要する保育士の数は、ほぼ最低限を維持しているというのが現状でございます。

○議長（佐藤豊）
湯口議員。

○５番（湯口かをる）
ありがとうございます。今後も保育士不足が子育て事業の大きな課題となり町の乳幼児保育が心配されますが全国的な問題として、何の対策も講じないわけにはいきません。他県では乳幼児の健全育成と子育て家庭への経済支援、少子化対策と乳幼児の親子の愛着形成を図るために生後２ケ月から２歳未満の乳児に相応の子育て支援金を支給する乳幼児家庭保育支援給付事業を実施している県もあります。
当町も、０歳から２歳の最も保育士の人数を必要とする保育士配置基準の高い部分に、家庭における乳幼児保育を支援して、保育士不足の解消に繋げてはいかがでしょうか。担当課の考えをお尋ねします。

○議長（佐藤豊）
谷口子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷口天洋）
お答えいたします。
家庭での乳幼児の健全な育成の促進を目的に、保育所等に通わず、家庭で乳幼児を保育している世帯に対し、自治体から給付金を支給する制度「乳幼児家庭保育支援給付事業」につきまして、既に実施している自治体が全国に数例あるのは承知しておりますが、各々独自の給付事業であることから、事業のあり方・制度の構築について研究いたします。

○議長（佐藤豊）
湯口議員。

○５番（湯口かをる）

ありがとうございます。今後検討よろしくお願いいたします。

また、こども家庭庁が今年度から実施する誰でも通園制度は、保育士不足などで対応が難しい場合の経過措置しとして、２６年、２７年の２年間は、月に３～１０時間未満の範囲内で自治体が上限を定めるこども誰でも通園制度として、保護者の就労状況を問わず、生後６ケ月から３歳未満の未就園児が、時間単位で保育施設を利用できる新しい制度であります。

親の就労に関係なく、子どもの社会性を育む機会を提供し、子どもの健やかな成長を促し、保護者の育児負担を軽減することが目的とされています。

町のこども家庭室との連携や、町の保育士不足が心配される中で、特に保育事業の空白となる土曜と日曜の民間保育をサポートして、町の子育て事業を支援し、推進するために計画された多世代交流センターの事業等との連携により、当町の保育士不足をサポートしていただきたいものと思います。

誰でも通園制度の取組がそれぞれの施設とどのように連携して取り組まれるのかお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

町の保育士不足について、お答えいたします。

保育士不足の主な原因は、給与・待遇面の問題、労働環境・業務負担、職場環境などであり、保育ニーズが高まっている一方で、保育士の供給が足りていないというのが現状です。

保育士の離職抑止対策の事業として、「保育士サポート手当事業費補助金」を継続実施してまいりました。また、保育士の新規雇用対策として実施してきた「保育士資格取得助成事業」や「保育士就職促進奨励金」については、さきほど課長答弁にもあったとおりです。

保育士不足は全国レベルの問題であるため、抜本的な施策を国及び県にも要望し、今後とも、がんばっている保育士、これから保育士を目指して頑張る人へのサポートを継続実施し、保育士不足解消に繋げてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○５番（湯口かをる）

若い世代に穴水町に住んでい頂くためには、安心して子育てができる生活環境の整備や充実が求められます。国の子育て支援の補助金がしっかりと保育事業に活かされているのか、また保育施設における諸問題や要望等を把握検討して、安心して子育てができる環境づくり

の整備を早急に実施願いたいと思います。

先般、実施した「議会と語ろう会」では、当町の保育士不足の現状を町民の皆さんは大変心配をされておられました。この度は議員の立場でいろいろと私なりの考えや思いを色々述べさせていただきました。吉村町長からは少ない子どもだからこそできる手厚い当町の子育て支援を、と今日まで何度も伺ってきました。

どうか、町民の皆さんが心配しておられる当町の保育士不足について、子育てをする皆さんの声をしっかりと把握し子育て対策を実効性のあるものに検証が必要と考えております。今後色々子育て支援対策が子育て家族に繋がる様に対策の成果を検討して今後取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、令和７年防災訓練の成果についてお尋ねをいたします。

昨年１０月５日に実施した当町の防災訓練の目的とその成果についてお尋ねをいたします。

議員宛の文章は、「近年日本各地で集中豪雨などの自然災害や令和６年１月１日に能登半島地震が発生した場合には、行政や関係機関だけで対応できるものではなく、町民一人一人の防災に対する理解と協力体制の確立が不可欠と考え、防災関係機関との連携体制の強化と町民の防災意識の高揚を図ることを目的に、令和７年度穴水町防災訓練を実施する。」とのことでした。

同日開催した珠洲市では、防災対応のデジタル化の運用を試すため、市内各所での総合訓練では市の幹部や関係機関などは、市役所にて災害対策本部の図上での訓練を実施し、緊急避難所には１，２６２人が避難し、３６５人が避難した指定避難所には、避難所マネジメントシステムを導入し、マイナンバーカードやスマートフォンなどを用いて入力した避難者情報を衛星通信機器スターリングを介し即座に本部に届け、避難状況等の情報収集には、県内で初めて導入したシンオートコールを使用し、市内１４２人の区長に、ほぼ同時に自動音声で電話をかけ、応答内容を人工知能がまとめ、区長の所在地や避難所の滞在人数、特記すべき避難所の情報などを整理した。

泉谷市長さんは、「初動体制がゴールではない。市民の命を守ることを大前提に取り組む」などの報道がありました。また、能登町でも、松波小学校の仮設体育館で地域住民が中心となり、避難所の設置や運営を練習した。報道によると、マグニチュード７．６の地震が発生し、震度７の揺れと津波が町を襲ったとの想定で、大津波警報を受けて住民が集まり、初めにマイナンバーカードや運転免許証を使ったシステムで、避難所の受付をした後、簡易ベットやパーティションの設置を練習した。訓練後には能登半島地震時の避難所での課題や改善のための必要事項をワークショップで話し合ったと報道されていました。

このたびの震災では、当町でも多くの尊い人命が失われ甚大な被害を受けています。防災訓練は再び発生する災害に対する人命を守る訓練だと思います。行政や関係機関だけで対応できるものではなく町民一人一人の防災に対する理解と協力体制の確立が大事です。町民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施した令和７年度穴水町防災訓練の成果をお尋ねい

たします。

○議長（佐藤豊）

小林環境安全課長。

○環境安全課長（小林建史）

お答えいたします。

令和７年度の町防災訓練は、令和６年能登半島地震後初となる防災訓練であったことから、住民やマスコミ、関係機関等から関心の高まる訓練であったと感じております。

周りからの関心が高まる中、令和６年能登半島地震を経験し、改めて「自助」「共助」の重要性を実感し、その強化を図るため、毎年実施の町民一斉避難訓練や初期消火・負傷者搬送訓練等に加えて、マイタイムラインの説明・作成会や気象台による講演会、防災漫才などの新たな内容を取り入れ、その他にもトイレカーの展示、避難所マネージメントシステムの体験などを実施いたしました。

防災訓練というイベントを通じて、参加者が防災に関する様々な知識を習得することができる良い機会となり、危機感の共有や備えの見直しなど、防災を「自分ごと」としてとらえるきっかけになったと考えております。

参加者からは、マイタイムラインや防災講座など「勉強になった」と訓練に対して良い評価の言葉をいただいた一方、開催場所が限定されたうえに、当日はあいにくの天候に加えて、住民に対する周知不足もあったことから一般の参加者が想定よりも少なくなり、課題が残る結果となりました。

今回の反省を踏まえつつ、令和８年度の町防災訓練につきましては、全地区の避難所に防災士及び職員を配置し、避難者人数の把握や避難所設置・運営訓練をはじめ、災害発生時の安全行動や避難する際の声かけ、ハザードマップ等を活用した避難場所までのルート確認、さらには、防災食を活用した食育講習等を実施し、町民一人ひとりの防災に対する理解と協力体制の強化を図るとともに、防災士が地域のリーダーとして活動を行ってもらうことで、役割を再認識いただき、地域の防災力の強化に繋げたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○５番（湯口かをる）

ありがとうございます。尊い命を守るための実効性のある防災訓練をまたどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、人命を守る防災対策の今後の取組をお尋ねいたします。能登半島地震発生直後、「津波が来る」と町内の住民の皆さんは、町中心部のＪＡ会館に避難を求めて殺到しました。

それは近くの高い建物に身の安全を求めた当然の行動でありました。２年の歳月を経た現在、町中心部に生活されている皆さんに災害時の避難場所について尋ねますと、私達は弘誓寺の山まではとても走って避難することはできません。と言われます。

当時、避難所となった場所から他への移動を進められた方も大勢おられたと聞いています。あの場合は仕方がなかったのかもしれませんが、皆さんにはさらに大きな負担となってその後のストレスに繋がらなかったのかと今更ながら案じられます。

また、残念なことにそれらのこと等によって、症状が悪化して大切な家族を守ることができずに、災害関連死させてしまったことを、日々悔やんで生活されておられる方もいます。

今後は、穴水湾の津波対策、そして小又川と真名井川の洪水対策は、町の中心部に生活しておられる方々は言うに及ばず、当町を訪れている方々の身の安全を守るための喫緊の課題となる今後の防災対策となるものと思います。

昨年の１２月１３日に馳知事の県政出前講座がプルートで開催されました。

出席された方から、町の中心部には高い建物がなく商工会跡地に建設予定の２階建ての仮設商店街を避難所も兼ねた３階建てにすることができないのかとの質問に、馳知事は街中には高い建物がいくつあるのかと町長に尋ねられました。当町にはＪＡ会館一ケ所しかなく、町中心部における防災体制の不備な当町の現状も十分承知されたものと私は思いました。

地域の住民の方々からは、日々安心して生活するためには、今後の万一の災害時において避難所も兼ねた高い建物が必要との声も聞かれます。

街中の町民皆さんの命を守る防災対策の検討と今後の計画をお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

町の最優先の責務は、町民の生命と財産を守ることであります。

津波や洪水等の発生に備え、避難所を兼ねた高い建物は必要でありますが、町の中心部で津波対策や洪水対策での利用可能な高い建物は限られており、今のところ、既存の施設を最大限に活用することとしております。

災害対策活動が円滑かつ効率的に行われるためには、地域の防災拠点と情報を共有し、相互に連携することにより、非常に重要な役割を果たすものであると考えており、今後は、新穴水小学校校舎及び体育館の建設や、穴水駅周辺の再整備など、防災の視点をしっかり取り入れ、防災拠点施設としての機能を盛り込んでまいりたいと考えており、さらに、避難所を含めた防災拠点機能を町の中心部全体で配分し、平常時の利活用も含め、面的な防災体制を構築したいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○５番（湯口かをる）

どうも色々ありがとうございました。町民の命を守る今後の防災計画と防災対策を心から希望するものです。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

以上で一般質問を終わります。

関連質問はございませんか。

無いようですので、関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、委員会室の方へお願いします。

（午後３時４２分休憩）

（　休　　憩　）

（午後３時５２分再開）

◎議案の訂正

○議長（佐藤豊）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程、議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長　伊藤繁男議員。

○議会運営委員長（伊藤繁男）

議会運営委員会委員長の報告をいたします。

本日、全員協議会が開催され、その席上執行部から「議案の訂正について」説明があり、検討しました結果、本日の日程に追加し、執行部から説明のあと、他の議案と一緒に常任委員会へ付託することに決定しました。

皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（佐藤豊）

お諮りいたします。

ただ今、報告がありました「議案の修正について」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって「議案の修正について」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第２、「議案の修正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

それでは、議案の訂正についてご説明いたします。

令和８年３月４日に提出いたしました議案第３０号、職員等の旅費に関する条例等を改正する条例について、につきましては誤りがありましたので、穴水町議会規則第２０条第２項の規定に基づき、議案の訂正についてご承認をお願いをするものでございます。

訂正する内容につきましては、議案第３０号の３８頁目になりますが、６行目の第３条、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。第４条第３項を削るについてでありますが、この第４条第３項を削るを、第４条第３項中の日当を削るに、訂正するものであります。

今後、このような間違いを起こさないように十分注意しながら事務を進めてまいりたいと思いますので、何卒ご承認賜りますようよろしくお願をいたします。

○議長（佐藤豊）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案の訂正について」承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、「議案の訂正について」は承認することに決定しました。

◎町長追加提出議案の提案理由の説明

○議長（佐藤豊）

次に、日程第３、町長追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

先程の一般質問では、震災対応を中心に今後の町の道筋にかかる行政全般について、貴重なご意見、ご質問を賜り感謝申し上げます。

今後とも、町政の執行に活かしてまいりたいと思います。

さて、本定例会に追加提案する契約案件３件についてご説明します。

議案第４４号の「穴水町役場庁舎令和６年能登半島地震災害復旧工事（建築）請負変更契約の締結について」は、工事の請負契約にあたり、予定価格が５千万円以上となるものについて、議決を受けており、今回、工事内容や数量の増減に伴う増額変更であり、３，１４１万６千円を増額し、変更契約額３億５，０４１万６千円とするもので、宮下・みずほ復旧・復興建設工事共同企業体と仮契約しております。

議案第４５号の「岩車漁港（大規模査定６災１１０５号ほか）災害復旧工事請負契約の締結について」は、地震で被災した漁港の災害復旧工事の契約案件であり、２月２７日に、制限付き一般競争入札したものです。工事概要については、岩車漁港の護岸１，２７９．４ｍ他、物揚げ場、船揚げ場、物揚護岸、臨港道路などの被災箇所について、復旧工事をするもので、仮契約金額４億６，３１０万円で、昭和建設株式会社と仮契約しております。

議案第４６号の「林道災害復旧事業林道大坪線６年災０７０３工事請負契約の締結について」は、地震で被災した林道の災害復旧工事の契約案件であり、３月５日に、指名競争入札したものです。工事概要については、林道大坪線の延長６９６．５ｍの路面及び法面について、復旧工事をするもので、仮契約金額８，６５７万円で、株式会社浦建設と仮契約しております。

いずれも、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決をお諮りするものであり、何卒、慎重審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、追加議案の提案理由の説明といたします。

◎議案等に対する質疑

○議長（佐藤豊）

次に、日程第４、「議案等に対する質疑」を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

◎議案等の予算決算特別委員会への付託

○議長（佐藤豊）

次に、日程第５、「議案等の予算決算特別委員会への付託」を行います。

お諮りいたします。

議案第１３号から議案第１９号までの議案７件については、お手元へ配布してあります議案審議付託表のとおり、予算決算特別委員会に付託する事にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第１３号から議案第１９号までの議案７件については、付託表のとおり、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案等の各常任委員会付託

○議長（佐藤豊）

次に、日程第６、「議案等の各常任委員会への付託」を行います。

お諮りいたします。

議案第２０号から議案第３９号と、議案第４３号から議案第４６号までの議案２４件については、お手元へ配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第２０号から議案第３９号と、議案第４３号から議案第４６号までの議案２４件については、付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐藤豊）

次に、日程第７、「諸般の報告」を行います。

本定例会会期中に開催されます予算決算特別委員会の正副委員長を報告いたします。

委員長に７番　大中正司議員、副委員長に５番　湯口かをる議員となります。

◎散会

○議長（佐藤豊）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日は散会といたします。

議員の皆さんは委員会室の方へお入りください。

（午後４時０３分散会）

令和８年第２回穴水町議会３月定例会会議録

招 集 年 月 日　　令和８年３月１９日（木）

招 集 場 所　　穴水町議会議場

出 席 議 員 （９名）　議長 佐 藤　豊　副議長 小 谷 政 一

１番 宮 本 浩 司　　７番 伊 藤 繁 男

４番 湯 口 かをる　　８番 小 泉 一 明

５番 山 本 祐 孝　　９番 小 坂 孝 純

６番 大 中 正 司

欠 席 議 員 （０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町長	吉村光輝	副町長	宮崎高裕
教育長	大間順子		
総務課課長補佐	大澤春樹	復興推進課長	黒田篤史
環境安全課長	小林建史	税務課長	出水幸織
住民福祉課長	笹谷映子	子育て健康課長	谷口天洋
観光交流課長	中島一成	地域整備課長	金谷康宏
上下水道課長	勝本健一	会計課長	泊出あつ子
教育委員会事務局長	松尾美樹	総合病院事務局長	橋本真

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長　藤谷　寿美　　次長　諸橋　徳子

令和８年第２回穴水町議会３月定例会日程表（変更２）

	月　　日	曜日	時　　間	議　　事
第１日	３月４日	水	午前１０時	（開　会） 第１、会議録署名議員の指名 第２、会期の決定 第３、町長提出議案等の提案理由の説明 第４、人事案件の採決 第５、議案審議・採決 （議案第40号、議案第41号、議案第42号） 第６、奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙 第７、諸般の報告 （散 会、　議員協議会）
第２日	３月５日	木		休　　会
第３日	３月６日	金		休　　会
第４日	３月７日	土		休　　日
第５日	３月８日	日		休　　日
第６日	３月９日	月		休　　会
第７日	３月１０日	火	午後１時３０分	（本会議再開） 第１、一般質問 第２、議案の訂正について 第３、町長提出議案等の提案理由の説明（追加分） 第４、議案等に対する質疑 第５、議案等の予算決算特別委員会付託 第６、議案等の常任委員会付託 第７、諸般の報告 （散 会）
第８日	３月１１日	水	午前１０時	総務産業建設常任委員会
			午後１時３０分	教育民生常任委員会
第９日	３月１２日	木	午前９時	予算決算特別委員会
第１０日	３月１３日	金	午後１時３０分	予算決算特別委員会
第１１日	３月１４日	土		休　　日
第１２日	３月１５日	日		休　　日
第１３日	３月１６日	月	午後１時３０分	予算決算特別委員会
第１４日	３月１７日	火		休　会（各常任委員会等予備日）
第１５日	３月１８日	水		休　会（各常任委員会等予備日）
第１６日	３月１９日	木	午前１０時	（本会議再開） 第１、議員辞職の件 第２、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告 ＿＿　予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑 ＿＿　討　論 ＿＿　採　決 第３、常任委員会付託議案等の委員長報告 ＿＿　常任委員会委員長報告に対する質疑 ＿＿　討　論 ＿＿　採　決 第４、町長提出議案等の提案理由の説明（追加分） 第５、特別委員会の設置と委員の選任 第６、諸般の報告 第７、閉会中の継続審査及び調査 （閉　会）

◎議事日程

日程第１、　議員辞職の件
日程第２、　予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告
予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑
討論
採決
日程第３、　常任委員会付託議案等の委員長報告
常任委員会委員長報告に対する質疑
討論
採決
日程第４、　町長提出議案等の提案理由の説明（追加分）
日程第５、　特別委員会の設置と委員の選任
日程第６、　諸般の報告
日程第７、　閉会中の継続審査及び調査

町長から本会議に提出された議案は、次の３件であった

議案第４４号　穴水町役場庁舎令和６年能登半島地震災害復旧工事（建築）請負変更契約の締結について
議案第４５号　岩車漁港（災規模査定６災１１０５号）ほか災害復旧工事請負契約の締結について
議案第４６号　林道災害復旧事業　林道大坪線６年災０７０３工事請負契約の締結について
議案第４７号　穴水町監査委員の選任について

本議会において提出された発議は、次の１件であった

発議第１号　　穴水町議会学校施設等検討特別委員会の設置について

議　　事　　の　　経　　過

（午前１０時００分再開）

◎開議の宣告

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、９名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議員辞職の件

○議長（佐藤豊）

ご報告いたします。

浜崎音男議員から、議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

「浜崎音男議員の議員辞職の件」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに、議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、「浜崎音男議員の議員辞職の件」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第１、「浜崎音男議員の議員辞職の件」を議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（藤谷寿美）

それでは、朗読します。

辞職願。

この度、一身上の都合により、議員を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

令和８年３月１８日。穴水町議会議長　佐藤 豊 殿。穴水町議会議員　浜崎 音男。

以上です。

○議長（佐藤豊）

お諮りします。

「浜崎音男議員の議員の辞職」を許可することに ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、「浜崎音男議員の議員辞職」を許可することに決定いたしました。

◎予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告

○議長（佐藤豊）

次に、議案第１３号から議案第１９号までの議案７件を一括議題にいたします。

日程第２「予算決算特別委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、委員長の報告」を求めます。

予算決算特別委員会委員長　大中正司議員。

○予算決算特別委員会委員長（大中正司）

予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

３月定例会における予算決算特別委員会に付託された議案７件について、去る３月１２日と１３日、１６日の３日間に渡り吉村町長をはじめ執行部出席のもとで審議を行いました。

議案第１３号 令和８年度穴水町一般会計予算は、前年度比７．３％増となる２６２億４，７３０万円。うち能登半島地震関連予算は、１８１億８，０００万円余りと、予算の６９．３％を占めており、災害復旧事業の加速を図り、地震からの町民生活再建への支援の充実、穴水町復興計画に基づき町づくりを進めるための予算となっております。

特別会計となる、議案第１４号から議案第１６号の令和８年度穴水町国民健康保険特別会計予算、穴水町介護保険特別会計予算、穴水町後期高齢者医療特別会計予算の合計は、前年度比の０．３％減となる２７億６，４００万円余りとなっています。

企業会計となる、議案第１７号から議案第１９号の令和８年度穴水町病院事業会計予算、穴水町水道事業会計予算、穴水町下水道事業会計予算の合計は、前年度比１３．２％減の６１億９，２００万円余りであり、全会計総額では、前年度比２．５％増となる３５２億３００万円余りであります。

各委員からの主な指摘・要望・意見等についてご報告いたします。

○令和６年能登半島地震により被害を受けた道路等の応急補修工事が実施されているが、２年が経過し本復旧工事が思うように進まない中で、補修箇所で再度補修が必要な状況になっている。補修の要望に迅速に対応できるよう人員の増員確保に努めること。

○各地区にある集会所は、住民の災害時の避難場所となる施設である。その集会所が解体され、災害が起きた時に避難する場所がない集落がある。一刻も早い再建に努めて頂きた

い。また、今回「集会所等機能強化支援事業」を拡充して電化製品の購入やシャワー室の設置が可能となった。しっかり、各地区に周知をお願いする。
〇生活に必要な移動手段を確保するため、令和８年秋頃からＡＩオンデマンドバスの実証運行が開始される。町民には、分かりやすいリーフレットを作成し、周知を図って頂きたい。
〇新たな仮設商店街の建設にあたり、穴水町商工会を始め、金融機関と飲食店２店舗が入居することになっているが、周辺には駐車場が不足している。駐車場の確保に努めて頂きたい。
〇一部施設において消防用設備点検等で指摘されていたことが、改善されていない状態にあったことが分かり、予算計上されている。人が集まる施設であってはならないことである。このような事が、他の施設でもないかしっかり確認をすること。
〇新たな施設の建設で、今まで使用していた施設の機能が集約されることで、これまでの施設の利用状況がどうなってしまうのか、十分に検証し、今後の利用計画をしっかりたてること。
〇新たな施設の建設にあたって、関係する各分野の委員会等があるので、その委員の意見も十分に聴取し、より良い施設の建設に当たって頂きたい。
〇災害が発生すると、学校施設や体育館が避難所として利用され児童・生徒の学習の場が長期間に渡り使用できない状況になる。災害に強い施設の建設を検討して頂きたい。などの意見がありました。
　当委員会に付託された議案第１３号から第１９号までの令和８年度穴水町一般会計、各特別会計及び、企業会計の予算議案７件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定し、本会議に諮ることとしました。
　以上で、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

〇議長（佐藤豊）
　これにて、予算決算特別委員会における委員長報告を終わります。

〇議長（佐藤豊）
　これより、委員長報告に対する質疑を行います。
　質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
　「無い」ようですので、質疑を終わります。

〇議長（佐藤豊）
　これより、討論を行います。
　討論の通告はありませんが、討論はありませんか。
　「無い」ようですので、討論を終わります。

○議長（佐藤豊）

これより、採決を行います。

議案第１３号から議案第１９号までの議案７件を、一括採決いたします。

なお、各件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

お諮りいたします。

議案第１３号から議案第１９号については、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

お座り下さい。

全員起立であります。

よって、議案第１３号から議案第１９号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎常任委員会付託議案等の委員長報告

○議長（佐藤豊）

次に、議案第２０号から議案第３９号と、議案第４３号から議案第４６号までの議案２４件を一括議題にいたします。

日程第３「常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について」、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長　小谷政一議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（小谷政一）

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案について、３月１１日に審査いたしましたので、その経過及び結果をご報告いたします。

議案第２０号 令和７年度穴水町一般会計補正予算（第８号）について、議案第２５号 令和７年度穴水町水道事業会計補正予算（第４号）について、議案第２６号 令和７年度穴水町下水道事業会計補正予算（第４号）について、議案第３０号 職員等の旅費に関する条例等を改正する条例について、議案第３１号 穴水町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第３４号 穴水町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、議案第３６号 ６災５４２１号 町道中居線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について、議案第３７号 ６災５４２６号 町道乙ケ崎鹿島線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について、議案第４３号 穴水町過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第４４号 穴水町役場庁舎

令和６年能登半島地震災害復旧工事（建築）請負変更契約の締結について、議案第４５号 岩車漁港大規模査定６災１１０５号ほか災害復旧工事請負契約の締結について、議案第４６号 林道災害復旧事業林道大坪線６年災０７０３工事請負契約の締結について、であります。

以上の議案等について、各担当課から説明を頂き、質疑応答を行いました。

各委員からは、

○穴水町過疎地域持続的発展計画は、人口減少が著しい過疎地域の、自立促進と住民福祉の向上を目指すために作成し、財政上の特別措置を受けることができる。計画には、令和８年度から１２年度の５か年の各分野における事業計画が挙げられているが、令和６年能登半島地震の発生で、復旧事業が優先されると思うが、その事業の詳細な投資的経費計画をしっかり作成し、財源確保に努めて頂きたい。との、意見がありました。

以上、付託されました議案１２件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定し、本会議に諮ることといたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

教育民生常任委員会委員長　宮本浩司議員。

○教育民生常任委員会委員長（宮本浩司）

教育民生常任委会委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案等について、３月１１日に担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第２０号 令和７年度穴水町一般会計補正予算（第８号）について、議案第２１号 令和７年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第３号） について、議案第２２号 令和７年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、議案第２３号 令和７年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、議案第２４号 令和７年度穴水町病院事業会計補正予算（第３号）について、議案第２７号 穴水町児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第２８号 穴水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第２９号 穴水町手話言語条例の制定について、議案第３２号 穴水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第３３号 穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第３５号 輪島市穴水町環境衛生施設組合規約の一部変更について、議案第３８号 令和７年度 穴水小学校校舎解体工事請負変更契約の締結について、議案第３９号 令和７年度 向洋小学校災害復旧工事（建築・繰越）請負変更契約の締結について、であります。

以上の議案について、各担当課から説明を頂き、質疑応答を行いました。

各委員からは、

○本定例会において「穴水町手話言語条例の制定」が上程され、自治体の果たす役割がしっかりと明記されていることから、手話言語の理解と普及などの環境整備に努めて欲しい。
○民生委員や町内会長、区長など行政運営の手助けをして頂ける方が高齢化で不足している地区が目立ち始めている。業務の見直しや、地区の再編など検討し、地域のコミュニティ維持に努めて頂きたい。
○来年度実施される穴水町防災訓練は住民に広く周知を図り、町防災士会や、地区防災組織などとも協力し、住民一人ひとりが防災に関する意識を高め、正しい知識と行動がとれるような訓練となるよう工夫して頂きたい。などの、意見がありました。
以上、付託されました議案１３件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め「可決すべきもの」と決定し、本会議に諮ることといたしました。
以上で、教育民生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）
これにて、各常任委員会における委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）
これより、各委員長報告に対する質疑を行います。
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
「無い」ようですので、質疑を終わります。

○議長（佐藤豊）
これより、討論を行います。
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。
「無い」ようですので、討論を終わります。

○議長（佐藤豊）
これより、採決を行います。
議案第２０号から議案第３９号と、議案第４３号から議案第４６号までの議案２４件を一括採決いたします。
なお、各議案等に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。
お諮りいたします。
議案第２０号から議案第３９号と、議案第４３号から議案第４６号について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（全員起立）
お座り下さい。全員起立であります。
よって、議案第２０号から議案第３９号と、議案第４３号から議案第４６号までの議案

２４件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎町長提出議案等の提案理由の説明（追加分）

○議長（佐藤豊）

本日、町長から議案第４７号と伊藤繁男議員ほか１人から発議第１号が提出されております。

お諮りします。

これらを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに、議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第４７号と発議第１号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに、議題とすることに決定いたしました。

日程第４、議案第４７号「穴水町監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、伊藤 繁男 議員の退場を求めます。

（伊藤議員 退席）

町長より追加議案の提案理由の説明を求めます。

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

先ほどは、本議会に提出した補正予算を含む、全議案について、厳正なるご決議をいただき、厚く感謝申し上げます。

予算の執行に際しては、一日も早い、「災害復旧」と「被災者の生活と生業の再建」に加え、「魅力ある創造的復興」に向けて、職員と一丸となって、事業の推進に努めてまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

また、先ほど濱崎音男議員の辞職が許可されました。濱崎議員におかれましては、体調を崩され、議員活動に支障をきたすとのことでの辞職だと聞いており、本来ならば、この場に出席して、皆様方に辞職のご挨拶をしたいとのことではありましたが、体調を優先したことによるものだと思います。

濱崎議員は、昭和６２年４月から連続１０期３９年間の長きに渡り、町議会議員として、さらに、議長を３期、副議長を１期歴任するなど、卓越した識見のもと、常に情念と指導力をもって、町議会の円滑な運営と町政の伸展に大変ご尽力されました。

この場をお借りして、穴水町長として、これまでのご功績に対し、尊敬と感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

それでは、本定例会に追加提案する人事案件１件についてご説明いたします。

議案第４７号「穴水町監査委員の選任について」は、町議会議員の中から選任している監査委員の山本祐孝氏が、令和８年２月２７日をもって辞任されたことに伴い、新たに、町議会議員の伊藤繁男氏を選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により、同意を求めるものであります。

何卒、ご同意の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤豊）

お諮りいたします。

本案は、人事に関する事でありますので、質疑、委員会付託、討論を省き、ただちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、本案は、質疑、委員会付託、討論を省き、ただちに、採決することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４７号は、原案どおり伊藤繁男議員の選任に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

（全員起立）

お座り下さい。

全員起立であります。

よって、議案第４７号は、原案どおり、同意することに決定いたしました。

伊藤議員、入場して下さい。

（伊藤議員　入場）

◎特別委員会の設置と委員の選任

○議長（佐藤豊）

次に、日程第５「学校施設等検討特別委員会の設置について」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

８番、伊藤繁男議員。

○８番（伊藤繁男）

本日、穴水町議会３月定例会において「穴水町議会学校施設等検討特別委員会の設置」について、私、伊藤繁男が発議の趣旨を申し上げます。

発議にあたり、賛成者は 小谷政一議員です。

さて、ご承知のとおり「穴水小学校施設建替基本計画」に沿って、本定例会に主に実施設計に関わる小学校関係施設新築事業の名称で、約４億円の令和８年度当初予算が提出されました。参考ですが、総事業費は、今のところ大規模な７８億円と見込まれております。

そこには、穴水小学校新校舎や給食調理場のほか、住民も利用できる町立図書館や屋内プール、小ホール、フィットネスジム、放課後児童クラブなど、多様な施設が計画されております。

また、申し上げるまでもなく、学校施設は地域コミュニティ及び災害時の避難所としても大事な施設であり、その機能を備えることも求められています。

そして、各種施設が集まることでセキュリティ面も心配されます。その他、考えることが色々とある訳ですが、要は、議会として、略称「建替基本計画」の全般について、色々と確認や情報収集、検討を重ねて、熟議することが重要であります。

ついては、地域の皆様の声を受け止めながら、学校施設及び社会教育施設に関するご意見を公聴し、議会において継続的に議論を重ね、本計画に関する情報を広く周知し、町と一体になって、未来に向けて、より良い学校施設及び社会教育施設が建設されるよう「穴水町議会学校施設等検討特別委員会」の設置を求めるものであります。

以上、議会議員におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、ご賛同頂きますよう、お願い申し上げて、趣旨説明を終わります。

○議長（佐藤豊）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので、討論を終わります。

○議長（佐藤豊）

これより、発議第１号の採決を行います。

諮りいたします。
本件については、提案のとおり可決することに、賛成の方は起立願います。
（起立多数）
お座り下さい。
起立多数であります。
よって、発議第１号は、提案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（佐藤豊）
ただ今設置されました、学校施設等検討特別委員の選任については、穴水町議会委員会条例第７条第４項の規定により、議長において、
１番 苗代勇仁 議員、２番 宮本浩司 議員、３番 小谷政一 議員、４番 佐藤 豊、
５番 湯口かをる 議員、６番 山本祐孝 議員、７番 大中正司 議員、８番 伊藤繁男 議員、
９番 小坂孝純 議員を指名したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
「異議なし」と認めます。
よって、ただいま指名したとおり、学校施設等検討特別委員に選任することに決定いたしました。
ここで、暫時休憩といたします。
委員の皆さんは、委員会室の方へお入りください。

（午前１０時３４分休憩）

（ 休 憩 ）

（午前１０時３６分再開）

◎諸般の報告

○議長（佐藤豊）
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第６「諸般の報告」をいたします。
休憩中に特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。
その結果をご報告いたします。
学校施設等検討特別委員会 委員長に伊藤繁男 議員、副委員長に小谷政一 議員。
以上のとおり互選された旨のご報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

◎閉会中の継続審査及び調査

○議長（佐藤豊）

次に、日程第７「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について、穴水町議会会議規則第７５条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎閉会

○議長（佐藤豊）

以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和８年第２回穴水町議会３月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前１０時３８分閉会）

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和８年３月１９日

議会議長　　佐藤　　豊

署名議員　　小谷　政一

署名議員　　湯口　かをる